

令和6年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月11日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○町政に対する一般質問	10
7番 関口雅敬君	10
5番 村田徹也君	20
1番 鈴木日出男君	32
2番 板谷定美君	39
8番 大島瑠美子君	41
3番 野原隆男君	47
9番 新井利朗君	50
○町長提出議案の報告及び一括上程	54
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度長瀬町一般会計補正予算(第4号))	
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第48号 長瀬町旧長瀬第二小学校活用検討委員会設置条例	
○議案第49号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第49号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
○議案第50号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第50号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第51号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第51号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	

○議案第52号の説明、質疑、討論、採決	70
・議案第52号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算(第5号)	
○議案第53号の説明、質疑、討論、採決	75
・議案第53号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第54号の説明、質疑、討論、採決	76
・議案第54号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第55号の説明、質疑、討論、採決	77
・議案第55号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
○会議時間の延長	78
○発言の訂正	78
○議員提出議案の報告及び一括上程	78
○発議第2号の説明、質疑、採決	78
・発議第2号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	
○発議第3号の説明、質疑、採決	79
・発議第3号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則	
○発議第4号の説明、質疑、採決	80
・発議第4号 事務検査に関する決議	
○議員派遣の件	81
○議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	81
○字句の整理	82
○閉会について	82
○町長挨拶	82
○閉会	83

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第97号

令和6年第4回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年12月6日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和6年12月11日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	鈴木	日出	男	君	2番	板谷	定美	君
3番	野原	隆	男	君	4番	岩田	務	君
5番	村田	徹	也	君	6番	野口	健二	君
7番	関口	雅	敬	君	8番	大島	瑠美子	君
9番	新井	利	朗	君				

不応招議員（なし）

令和6年第4回長瀬町議会定例会 第1日

令和6年12月11日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町政に対する一般質問
 - 7番 関 口 雅 敬 君
 - 5番 村 田 徹 也 君
 - 1番 鈴 木 日出男 君
 - 2番 板 谷 定 美 君
 - 8番 大 島 瑠美子 君
 - 3番 野 原 隆 男 君
 - 9番 新 井 利 朗 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第49号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第51号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第52号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第53号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第54号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第55号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議員提出議案の報告及び一括上程
- 1、発議第2号の説明、質疑、採決
- 1、発議第3号の説明、質疑、採決
- 1、発議第4号の説明、質疑、採決
- 1、議員派遣の件
- 1、議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴木日出男君	2番	板谷定美君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	飯塚寛君
教育長	井深道子君	総務課長	染野和明君
企画財政課長	橋本明身君	会管理者兼計 会務会計長	福嶋俊晴君
町民課長	枋原秀樹君	福祉介護課長	内田千栄子君
健康子ども課長	福島陽子君	産業観光課長	常木真人君
建設課長	村田和也君	教育次長	中畝康雄君

事務局職員出席者

事務局長	前沢克之	書記	横山和弘
------	------	----	------

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（岩田 務君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和6年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（岩田 務君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内の水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻記録を調査の上、措置いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（岩田 務君） 本日の会議において地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（岩田 務君） ここで諸般の報告をいたします。

第3回定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

9月25日に、オンラインで埼玉県議会議員政策研修会があり、出席いたしました。

9月27日に、小鹿町役場において秩父地域議長会第2回定例会があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

9月28日に、長瀬第一小学校校庭において長瀬第一小学校運動会があり、出席いたしました。

10月2日に、吉見町のフレサよしみにおいて埼玉県町村議会議長会主催による町村議会議員研修会があり、出席いたしました。なお、この研修会には、新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

10月13日に、秩父市下吉田において龍勢観光祭があり、出席いたしました。

10月16日に、役場4階全員協議会室において蔵王町議会議員行政視察受入れがあり、経済観光常任委員長の鈴木日出男君と出席いたしました。

10月16日に、ロイヤルパインズホテル浦和において埼玉新聞社創刊80周年記念式典があり、出席いたし

ました。

10月21日に、知事公館議会議長室において第25回知事・議会議長要請行動があり、出席いたしました。

10月21日に、埼玉県県民健康センターにおいて埼玉県町村議会議長会役員会があり、出席いたしました。

10月24日に、役場3階大会議室において船玉まつり実行委員会があり、副議長の野原隆男君が出席いたしました。なお、船玉まつり実行委員会には、経済観光常任委員長の鈴木日出男君も出席しております。

10月26日に、中央公民館において公民館ホームまつりがあり、出席いたしました。

10月27日に、岩田総合グラウンドにおいて町内社会人ソフトボール議長杯争奪戦大会があり、出席いたしました。

10月27日に、長瀬第一小学校校庭において長瀬町消防団特別点検があり、出席いたしました。なお、特別点検には、大島瑠美子君、関口雅敬君、村田徹也君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

10月27日に、横瀬町町民会館においてよこぜまつりがあり、出席いたしました。

10月27日に、秩父館において長瀬町消防団特別点検慰労会があり、出席いたしました。

10月28日から29日にかけて、宮城県南三陸町において秩父地域議長会正副議長行政視察があり、出席いたしました。

11月3日に、両神荘前広場において小鹿野町両神ふるさとまつりがあり、出席いたしました。

11月8日に、東秩父村役場において秩父議員クラブ役員会があり、出席いたしました。

11月9日に、中央公民館において第37回長瀬町社会福祉大会があり、出席いたしました。なお、この社会福祉大会には、副議長の野原隆男君、大会運営部長として村田徹也君、そのほか、大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

11月11日に、皆野文化会館において第58回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。

11月13日に、NHKホールにおいて第68回町村議会議長全国大会があり、出席いたしました。

11月13日に、皆野町文化会館において皆野町・長瀬町商工会永年勤続優良従業員表彰式があり、出席いたしました。

11月18日に、秩父地域議員連盟視察研修があり、群馬県庁、みなかみ町を視察いたしました。なお、この視察研修には、大島瑠美子君、関口雅敬君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も参加しております。

11月21日に、秩父看護学校において秩父地域の市・町議会議員と医師会役員との情報交換会があり、出席いたしました。なお、この情報交換会には、新井利朗君、大島瑠美子君、村田徹也君、板谷定美君も出席しております。

12月3日に、秩父宮記念市民会館において秩父夜祭観光祭があり、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

12月7日に、旧第二小学校体育館において名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念式典があり、出席いたしました。なお、この記念式典には、副議長の野原隆男君、新井利朗君、大島瑠美子君、関口雅敬君、野口健二君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

12月8日に、小鹿荘において鉄砲まつりがあり、出席いたしました。この鉄砲まつりには、新井利朗君も出席しております。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いします。

9番、新井利朗議員。

○9番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会から報告させていただきます。

11月8日に全員協議会、同じく15日に定例会があり、大島瑠美子議員共々出席いたしました。

議題について報告いたします。第18号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、これは総員起立で賛成でございます。

続いて、議案第19号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）が上程され、審議の結果、全員賛成で可決でございます。

続いて、議案第20号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）が上程され、審議の結果、全員賛成で可決でございます。

続いて、議案第21号 消防救急デジタル無線設備整備事業に係る不法行為による損害賠償請求訴訟和解についてが上程され、審議の結果、全員賛成で可決でございます。

最後に、議案第22号 財産の取得について。小型支援車が4台寄附され、それを採納するについての審議があり、全員賛成の可決でございます。

以上で秩父広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） 次に、皆野・長瀬下水道組合議会議員からの報告をお願いいたします。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） おはようございます。令和6年第2回皆野・長瀬下水道議会定例会が9月18日に開催され、野口議員、野原議員、鈴木議員と共に出席いたしました。

主な議案は、下水道事業会計決算認定について1件、下水道事業会計補正予算について1件、いずれも原案のとおり認定及び可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（岩田 務君） なお、監査委員から令和6年8月から令和6年10月における例月出納検査及び備品監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承を願います。

以上で諸般の報告を終わりにします。



◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに令和6年第4回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、12月定例会開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

12月7日に開催された名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念式典におきましては、議長をはじめ議員の皆様にも多数ご参加いただき、誠にありがとうございました。式典を通じ、長瀬町は100年という長きにわたり観光地長瀬を築き上げた先人たちのご苦勞の上にあるのだということを改めて思い至った

次第です。これからも、先人から引き継ぎましたバトンを次に続く世代に渡す役目をしっかりと務めてまいります。

さて、政府は11月22日に、全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす、誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける、成長型経済への移行の礎を築くの3つの柱による国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を閣議決定しております。

また、現在行われております臨時国会におきまして年内の成立を目指し、令和6年度補正予算案が提出されております。内容を見ますと、依然続く物価高を克服するための費用として、電気、ガス、ガソリン代の負担軽減措置や賃金、所得の増加に向けた費用が盛り込まれているほか、新たな地方創生施策の展開に関する費用などが計上されております。

当町におきましても、この補正予算に基づく国の動向を注視しつつ、今後も引き続き町民が夢を持ち続け、安心して暮らすことができるまちづくり、持続可能で質の高い長瀬町を目指して各種施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところであります。

ここで、9月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。

10月27日に、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております消防団特別点検を行いました。コロナウイルス感染症により中止をしていた操法実演を消防団選抜隊により5年ぶりに開催したほか、昨年度に引き続き放水演習を実施しました。消防団員のきびきびとした姿を見て、改めて不断のご努力に敬意を表した次第でございます。議員各位にはお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、10月29日に、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり各種委員等に就かれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、9名と1団体の方を表彰させていただきました。

次に、町民課関係についてご報告申し上げます。

12月2日から、マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証を基本とする制度に移行し、新たに健康保険証を発行しないこととなりました。国民全体に関係する制度の改正ですので、国においても様々な広報、周知活動を行っておりますが、町におきましても制度の周知を図ってまいります。

次に、福祉介護課関係についてご報告申し上げます。

敬老祝い事業につきましては、社会福祉協議会にて慶事該当者、個人のお祝い360名、結婚のお祝い29組に対して記念品の贈呈を行いました。

また、社会福祉大会につきましては、11月9日に中央公民館で開催され、社会福祉功労者表彰や福祉体験発表が行われました。福祉体験発表では、小中学生が自分の体験をしっかりと発表することができました。

次に、健康子ども課関係についてご報告申し上げます。

11月に入りまして、2つの大きなイベントを実施いたしました。1つ目は、11月14日に実施された元気モリモリ大会でございます。コロナウイルス感染症により中止しておりましたが、5年ぶりに開催し、町内12か所の元気モリモリ体操クラブ参加者を中心に89名が参加し、健康講座「100歳まで歩ける体づくり」と「大脳トレ学校」と題し、認知症予防対策として楽しく頭の体操を実施いたしました。

2つ目は、11月17日に実施した長瀬町子育て応援フェスタでございます。子育て家庭の皆さんが笑顔で過ごせるよう応援したい、その思いを形にしたイベントであり、日頃から子育てに奮闘している皆さんの

参加はもちろんのこと、地域のあらゆる年代の皆さんにも、この多世代ふれ愛ベース長瀬を多くの方々に知っていただき、利用していただきたいと思い開催をいたしました。217名の来場者があり、盛大に実施することができました。

次に、産業観光課関係についてご報告申し上げます。

9月15日に、長瀬地区公園にて名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会主催のながとろ水まつりが開催されました。猛暑日となりましたが、大勢のお客様にご来場いただきました。

また、11月1日から11月30日までの1か月間、観光協会主催の長瀬紅葉まつりが行われました。まつり期間中の11月8日から11月30日までの間、月の石もみじ公園をはじめ、宝登山神社や自然の博物館で紅葉のライトアップを実施していただきました。

次に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

中央公民館において、10月26日に公民館ホームまつりが、11月2日から3日間、長瀬町文化展が開催され、多くの方にご来場いただきました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分1件、新規条例案1件、条例の一部改正案3件、令和6年度補正予算案4件の合わせて9議案であります。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（岩田 務君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩田 務君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

8番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岩田 務君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12日までの2日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12日までの2日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（岩田 務君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

また、質問時間は、答弁を含めて1人につき60分以内でお願いいたします。

それでは、最初に7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、規則どおり通告に沿って質問をいたします。

初めに、人口減少について町長に伺います。町では、第2期長瀬町人口ビジョン・第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略を第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画と併せて策定して、新しい人の流れをつくり出す定住、交流の活性化や人口減少対策に精力的に取り組んでおられますが、町関係者が将来にわたって住み続ける魅力を持つことが移住定住には必要であると考えるので、次の点について伺います。

1、町関係者やその家族が就職、結婚を機に町外に出てしまう状況は、町には魅力がない表れと考える。町長や町職員、議員の家族やその子供が将来町に住み続けてもらえるか把握しているのか、今後調査をする考えがあるのか伺います。

2番、町内在住職員やその家族が町の施策に対して感じていることは、今後の方針や事業見直しをするに当たり非常に重要と考えるので、意見や提案、要望を聞き取る考えはあるのか。また、町外在住職員に対して、なぜ町に住まないのか聞き取ることはしないのか。

3番、町内在住でない方を職員として多く採用しているが、町に住まなかったり、転入をしたが採用後に町外へ転出してしまう職員が多いと感じる。町や実施する政策に魅力がない表れと考えるが、今後どのように改善していくのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、(1)の町長や町職員、議員の家族、その子供が将来にわたって町に住み続けてもらえるか把握をしているのかについてお答えをいたします。町職員及びその家族、町議会議員の家族、その子女などに限定して町への定住意識を調査したことはございません。

なお、第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画及び第2期長瀬町人口ビジョン策定の資料とするため、

令和3年度に町の住民基本台帳に登録されている方の中から無作為に抽出した16歳以上の町民2,000人を対象に、町への定住意識を調査しております。

今後、新たな総合振興計画の策定に当たっては、再度町民を対象とした町への定住意識を調査する予定でございます。その際、町職員及びその家族、町議会議員の家族、その子女などに限定した調査を行うことは予定しておりません。

次に、(2)、町内在住職員やその家族に対して、今後の方針や事業見直しに関する意見や提案、要望を聞き取る考えはあるのかについてお答えいたします。私は、職員の住所にかかわらず、職員に対して報告、連絡、相談を徹底するよう指導しております。おかげをもちまして、職員から通常業務のほか、企画会議、調整会議、政策会議などの各種会議を通じて様々な意見や提案が上がってまいります。一例を挙げますと、今年度は職員からの提案で、初めてサマーレビューを実施しました。サマーレビューとは、翌年度の予算編成前に政策の方向性や主要事業の課題等について検討を行うものでございます。各課職員に対して、様々なアイデア、提案をしてほしいとお願いをしたところ、合計43件もの提案があり、8月に3日間、職員と意見交換をさせていただきました。今後も、町の政策や方針、事業などについては、職員と共に検討を進めてまいります。

なお、職員のご家族からの意見や提案、要望につきましては、町への提案制度をご活用いただきたいと思っております。

次に、同じく(2)、町外在住職員に対して、なぜ町に住まないのか聞き取ることをしないのかについてお答えをいたします。私は、職員により仕事をしていただくために、常日頃から職員の健康と家庭の安定への気配り、目配りを欠かさないようにしております。そのため、町内外を問わず、職員が転居することについては職員自身や家庭に何かあったのだろうかと気かけ、様々な機会を通じて声がけをし、事情を伺ってまいりました。職員のお話では、ご夫婦いずれかの親の面倒を見るためといった事情が多いように感じております。こうした声がけは引き続き行ってまいります。もちろん個人情報ですので、公開することはございません。

なお、個人の移住先や移転先は、憲法第22条で公共の福祉に反しない限り、その自由が保障されております。

今回、議会でこうした質疑がある以上、町外に在住する特定職員に対して、なぜ町に住まないのかを聞き取ることは憲法に抵触するのではとの疑念も生じさせる懸念がございます。したがって、特定職員に対して聞き取るという対応は考えておりません。

次に、(3)、町内に住まなかったり、町外への転出する職員が多いのは、町や実施する施策に魅力がない表れと考えるが、今後どのように改善していくのかについてお答えをいたします。私は、これまで町職員と共に、町の基本理念の一つである「いつまでも暮らしたいまち」を目指し、総合的に施策を実施してまいりました。特に子育て支援策につきましては、他の自治体と比較していただいても相当充実してきたものと考えております。実際、最近採用した職員の中には、子育て支援策が充実しているの、長瀬を受験したという職員も出てきております。また、町外へ転居した職員への声がけでは、町に魅力がないから転居したという声を聞いてはおりません。したがって、町内に住まなかったり、町外に転出する職員が多いのは、町や実施する施策に魅力がない表れであるのご指摘は、当たらないものと考えております。

今後、引き続き「いつまでも暮らしたいまち」の施策のさらなる充実及び子育て支援策のより一層のPRに努め、移住定住につながるよう尽力してまいります。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、私と真っ向から考え方が違って、移住定住だの、そういう事業に対してかなりお金をかけて事業を進めている。まして、一番私が感じるのは、職員が、町外者が多過ぎる。町内に何で住まないのか、これずっと考えていたのです。いい町であれば、私は必ずこの町に住むと思っています。通勤するにも、やっぱり通勤時間が短いほうがいいと私自身も思っているのですが、そういう町外の人たちが、何でこの町に住まないのか、これは政策の失敗だと、私ははっきり町長に申し上げます。

町長も、ちょっといろいろ聞く耳を持ったほうがいいです。さっき憲法がどうやらこうやらという話をしていますけれども、この人口を増やすために、いろんな人口ビジョン、あるいはまち・ひと・しごと総合戦略をつくるにも、委員の意見よりも、株式会社何々の予算をもらうために、そちらのひな形、これをやっているだけで、私はこの町には適していないと思って、ふだんから一般質問でいろいろやっていて、人口が伸びていかないのは政策の失敗だということを訴えたくて今回やりました。もう一度お願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

人口が伸びていかないのは、長瀬町政策の失敗だというお話をいただきました。この人口減少、これは日本の大きな課題であるわけでございます。したがって、国の政策が最も重要だと思いますが、これまでも長瀬町としては人口減少にあらがい、様々な施策を行ってまいりました。

移住定住施策に重要なポイントは、3つあると考えております。働く場所の雇用、住む場所の移住、そして子育て支援策を含む教育の充実だと思っております。その中で、子育て支援策の充実、これは先ほども申し上げましたけれども、長瀬町はよそと比べて遜色ないと私は思っております。

今年10月に、町村会の主催で子育て支援策で名をはせております奈義町に視察に行つてまいりました。いろいろ勉強させていただきました。帰つてまいりましてから早速職員に、奈義町と比較して長瀬町で不足している子育て支援策を検討してほしいと指示をいたしました。そうしましたらば、奈義町とさほど遜色がなかったのです。そこで、充実している子育て支援策のPRにさらに力を入れてまいりたい、そういう思いを新たにしたところでございます。

昨年度には、県の子育て応援フェスタに、県にお願いをして町としてブースを出展し、アピールしてまいりました。自治体の出展は、長瀬町を含め5団体のみでございました。今年度は、県と観光協会で作成をしております観光パンフレットに子育て支援策のQRコードを掲載し、観光客向けのPRにも取り組み始めました。さらには、先月にはふれ愛ベース長瀬で子育て応援フェアを初めて開催し、多くの方にご来場いただきました。ぜひ関口議員にもお越しいただきたかったなと思ったところでございます。来年度には、さらにPRを強化していきたいと考えております。

それから、奈義町と差があるのは雇用の部分かなという思いがいたしております。奈義町は、38ヘクタールの大規模な工業団地を造成して、企業、事業所の進出をされておりました。現状、長瀬町では、そのような大規模な工業団地の造成はなかなか困難でございます。しかし、そうした状況の中でございますけれども、今年10月には企業、事業所の人手不足、雇用対策として、秩父ハローワークと共催して7年ぶりに長瀬町での就職説明会を開催したところでございます。

一方、大規模な工業団地の造成は困難としても、長瀬町には利用されていない民間の土地が点在しております。そこで、今後はそうした未利用土地をプロットし、企業、事業所からのオーダーがあった際には、

いつでもお示しできるようにしていくこととして既に準備に取りかかっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） だらだらよその話をありがとうございました。町長、今の話いろいろ聞いていても、はっきり手短かに言うと、人口減少がどうあれば、全国がどうのこうのという話、みんなで渡れば怖くない、そういうように聞こえるのです、私には。町に、町長が言うように魅力があって、そういう政策も充実しているのであれば、職員は見ていればこの町に住むと思う。町長、肝腎な話してください。増えていないのだから。人口が増えていない。さっきも町長が言うように、どこもそうかもしれません。だけれども、この町はこの町でいろんな政策を打ってやっているのだから、まず私はよそから人を連れてくることよりも、この町の職員が本当に魅力ある町をつくっているのであれば、この町に住むと思ってこの質問をしているので、奈義町がどうでこうでって言われても、私その奈義町ってどっちにあるのだから分からないのです。そんな話はいいから、この町の魅力、町長が言うように、ふれ愛ベースで何人人が集まったから子育て支援がしっかりしている。自信を持っているのでしょ、それはそれでいいです。だったら、そういう若い職員が、なぜここに採用されたら出て行ったり、そういうのが多いのだろうなという感覚を持ってこの質問をしているので、もう一度最後に。手短かにまとめてください、後のほうに大事な質問があるので。お願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

人口減少にこれという特效薬はない、これは関口議員も十分に承知をしていると思います。必要な施策やPRを積極的、かつ地道に取り組んでいくことが必要だと思っております。関口議員のご心配のように、大変だ、大変だ、何をしているのだといった趣旨のお声ももっともだと思いますけれども、そうした声に真摯に耳を傾けつつ、私に先ほど町民の声を聞けというお話をいただきましたけれども、私もしっかりした両耳を持っておりますので、ふだんもしっかり聞かせていただいておりますけれども、これからはしっかりと耳を傾けて必要な施策に取り組んでまいりたいと思います。

なお、私も長瀬町で生まれ育ったわけではございません。関口議員もそうだと思います。言うなればよそから来た人間、それが長瀬町が大好きで住んでいるわけでございますから、長瀬町の魅力を関口議員は十二分にご承知の上でお住まいになっているのだと思いますので、ぜひ町民にも町の魅力をアピールしていただけたらありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、規則なので、次に行きます。

2番目、県内の差について町長に伺います。公共サービスや水道等、代表される公共料金の多寡は、移住を検討する際の指標の一つになっておりますが、特に秩父地域の水道料金は他地域に比較して高額であるため、大きなデメリットであると考えます。

町として、埼玉県へ地域格差を解消するために水道事業統合の要望を強く働きかけることや、秩父広域市町村圏組合に対して料金を下げるような働きかけを積極的に行うこと、町独自の軽減策の施行を含めて移住の増加や町民サービスの充実等、様々な魅力ある事業展開を実施する必要があると思っておりますが、町はどのように考えているのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の県内の差についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、水道事業統合の要望につきましては、9月議会でも答弁させていただきました。令和4年3月には秩父地域の首長が、令和6年8月には水と森林を守る秩父地域議員連盟の役員及び秩父地域の首長と、それぞれ知事に要望しております。引き続き、他の首長や議員連盟と連携をして要望活動に取り組んでまいります。

水道料金の引下げにつきましては、大変これは難しい課題でございます。秩父地域全体の人口減少により給水収益は減少傾向にある一方、将来を見据えた設備更新には一定の投資が必要となります。そこで、県内水道一本化を要望しているところでございますが、時間がかかることも事実でございます。現在は、当面の対応を考えていかざるを得ない状況だと思っております。

町では、水道料金が高額にならないよう、平成28年度から秩父広域市町村圏組合に対し秩父広域水道高料金対策補助金を交付しております。令和6年度も2,530万円を交付する予定でございます。そして、秩父広域市町村圏組合では、今後の水道事業の経営を踏まえた議論がなされておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

移住者の増加や町民サービス等の充実につきましては、私はこれまで子育て支援の充実、教育環境の整備、健康長寿プロジェクト、安心安全なインフラ整備など、限られた財源の中で効果的に事業を実施してまいりました。今後も引き続き、持続可能なまちづくりの実現を目指し、住民福祉の向上に取り組んでまいります。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 型どおりの答弁、前回水道料金をやったときの、そのまま原稿を使えるような答弁でした。

一步踏み込んで、私は今回第2弾、この質問をさせてもらっています。それは、私独自に埼玉県庁に、埼玉県水の浄水場、我々も払っていますから、埼玉県税。我々の払っている中で、どのくらい埼玉県税を使って、秩父地域は関係していない浄水場5つあるそうです。それを合計幾ら埼玉県税を支払ったのか調べてほしいということで、回答もいただきました。ああだれこうだれという言い訳をしながら答えをもらったのが、最終的に令和5年度末の取得価格は総額6,756億円余りとなっていますという答弁なのです。秩父地域は関係ないです、今の金額。一銭もこっちに来ていない、県水ですから。だから町長、県水にしてもらえばいいのです。別に建物を建て直さなくても、今秩父で使っている浄水場の看板を埼玉県水にすればいいのだから。町長は、あっちに要望行きました、誰々がどこどこに行きました、国土交通省へ行きました。それはもういいです、行っているのは分かっているから。私この前も言ったとおり、行ったのだったら行ったで、その進捗状況を知らせてほしいというだけです。どこどこ行ったのだというのはもう聞きたくありません。

埼玉県も、今回だけではなく全国で発表になったのが、例えば埼玉県で最低賃金一斉にそろいますよね、秩父は除くというのはないでしょう。そういうところは一条乱れずそろえて、水道になると、先ほども私この埼玉県庁の人に聞いて、本当に10日ぐらい回答が来るまでかかりました。あるのですよね、秩父料金というのが。我々の業種にもあります。でも、それはまずいと国が今言っているわけです。秩父料金とか、というのがあっては駄目だと。それで最低賃金をという話になっているので、改善していかなくてはならないというのだったら、改善してもらおうように、町長もっと強くやりましょう。

今、国会では参議院の議長が、我々が選挙で選んだ人がなっているし、法務大臣までこの地域から出し

たではないですか。この埼玉県、そういうそうそうたるメンバーが今活躍しているわけですよ、国会議員が。しっかりやりましょうよ、みんなのために。浄水場を造った、県税をこんなに使って本当に不平等だと、もっと町長がほかの首長にもやって、もう最終的には白旗みんなで上げましょうよ。いかがですか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

寄居と合併していれば県水と接続ができたというお話、これは前議会で、9月議会でそういうお話をいただきました。しかし、多分合併しても県水には、これはつながらなかったのではないかなと思っております。このお話は9月議会で関口議員にさせていただきましたので、十二分にご承知をしている上で今もお話をいただいたのだと思います。

それから、広域のほうに水道料金を下げるように町として一生懸命言っていけという話をいただきましたけれども、私は秩父広域市町村圏組合の理事でございますので、国や県への水道事業に関しての要望はできますが、料金に対してその経営内容をよく知る立場でございますので、今の状況下、料金を下げると積極的に働きかけることは不可能ではないかと思っております。その上で、管理者でございます秩父市長、副管理者でございます森町長、そして理事でございます横瀬の富田町長、皆野の黒澤町長と共に、利用者や1市4町になるべく負担が重くならないよう、町民に負担がかからないよう、結束して今後も努力してまいりたいと思っております。

その上で、今年の7月10日、関口議員も出席しておりましたけれども、三議連の総会の席上、横瀬町の黒澤議員から水道に関する質問が出されました。会長である新井県議、それに対してのご回答をしておりましたけれども、県の水道ビジョンが改定されましたが、「統一を目指す」から「統一も目指す」となったのは、ちょっと前進かなというお話をされておりました。関口議員もご承知おきだと思います。

人間は、水がなくては生きていけません。そしてまた、この水道問題、関口議員もよくご承知だと思いますが、今全国的な課題になっております。やはりこの問題につきましては、国がしっかりと取り組んでいただかなければならないということだと思います。その中で、この秩父地域から選出されました国会議員が議長というすばらしい立場になったわけでございます。これからも、関口先生にも秩父地域の課題をしっかりと把握していただき、そして解決に向けてお願いをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 県議とも、私はこの水道のことで話をさせていただきました。ごもっともだという返事をいただきました。だから、もっとアピールをしなければいけないのです。この秩父地域の政治家という名前がつく我々も、本当その端くれかもしれません。だから、みんなで一緒になって、もっと声を上げなければ駄目なのです。代表者がどこどこに要望を言ってきましたでは。新井県議と私、この間話をさせてもらいました。新井県議の口から、この浄水場に大事な県税が使われている、それも聞きました。それなので、私は県庁にこれ問合せをして、金額をしっかりと出せという話をして、時間がかかったけれども、ようやくこの議会に間に合うように文書でちゃんと頂きました。

そういうことで、町長、もう一度強い決意で、北堀市長が管理者だからとといったって、同じテーブルで同じに話せるのだから、もっと強く町長として発言してください。一歩でも二歩でも、こんな話は前へ進められます。もう一度どうぞ、お願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

昨年の9月議会での関口議員の議会報告を拝見させていただきました。若者が逃げ出す原因は、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率が最下位だ。最下位でなくても3位だ、6位だということで、これが若者が逃げ出す原因ですよという文言で書いてございました。

今回、水道が高いのが、これが移住定住をしてこない一番の原因だというお話をいただいたわけでございます。1市4町この課題は同じでございますので、首長たちがしっかりと話し合いをしながら、当然議員の皆さんもそうですが、県会議員、国会議員、この秩父地域のために頑張ってくださいようにしっかりとお願いをしてみたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、次に行きます。規則どおり。秩父困民党を思い出しましょう、みんなで。

では、続いて3番目、日本一安全な町について町長に伺います。長瀬町商工会が令和6年9月24日に長瀬町が日本一安全な町だとする宣言を行ったが、次の点について伺います。

1番、商工会が宣言した日本一安全な町に対して町の見解はいかなものなのか。

2、宣言を行った商工会と日本一安全な町のPRについて、町はどのように連携、サポートをしていくのか。

3番、移住を考える上で、災害が少ない地域はとても魅力であり、全面的に押し出して移住促進を行うほうがよいと考えるが、町は移住定住事業に今後どのように活用するのか。また、宣言が行われてから問合せはあったのか。

4番、災害が少ない地域は、企業にとってもメリットが大きいと考える。今後、企業誘致にどのように活用するのか町長に伺います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の日本一安全な町についてのご質問にお答えいたします。

まず、(1)のこの宣言に対して町の見解についてお答えいたします。長瀬町商工会では、何年も前から専門家に依頼し、研究を重ね、貴重な学術的意見をいただき、長瀬町が自然災害などの被害が起りにくい地域であることを確認し、日本一安全な町を宣言するに至ったとこのことでございます。これによって、企業進出や移住定住の増加に結びついていただけたらありがたいと思っていますところでございます。

次に、(2)、日本一安全な町のPRについて町はどのように連携し、サポートしていくのかについてお答えいたします。まず、関口議員とは、これまで何度も災害対策についての質疑をさせていただき、災害はいつ起こるか分からないという趣旨のご指摘もいただきました。そして近年、日本各地で大きな災害が多発している状況にあり、絶対に安全という保障はありません。こうしたことから、自治体である町が日本一安全な町をPRすることは適当ではないと考えております。

なお、商工会からは、長瀬町日本一安全な町宣言に向けたアクション案をいただいております。このアクション案には、今後の活動や方策が示されておりますので、町としてどこまで連携できるか、引き続き検討してまいります。

次に、(3)、町は移住定住事業に今後どのように活用するのか。また、宣言が行われてから問合せはあったのかと(4)、今後企業誘致にどのように活用するのかについては一括してお答えいたします。移住

定住事業については、対象者からの申請により町から住宅取得奨励補助金を支給しており、同補助制度を活用して5年間で町外から104人の移住者がありました。一方、企業誘致については、長瀬蔵に来ていただいております、またコスモショア長瀬跡地等利活用事業でエルズパーク長瀬が開業しております。今後も企業誘致を進めてまいります。

このたびの商工会の日本一安全な町宣言は、新聞各紙で報道されたほか、ヤフーのトップニュースにも取り上げられ、確実に長瀬町の知名度は向上したものと考えております。町が日本一安全な町を前面に出して、移住定住促進事業、企業誘致事業に取り組んでいくことはできかねますが、このタイミングを捉えて、それぞれの事業の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、宣言後の町への問合せは、企業や事業者からは町にはございません。匿名で、宣言に対して、今石川県が大変なときに、安全をうたい逆なでするようなことはよくない。商工課、町商工担当に必ず伝えてほしいと、あまりよろしくないのでは、住みやすくないとの苦言が2件あったところでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私の例も出してもらって、私と商工会の意見に多少温度差があるということは、これは当たり前のことです。本当に日本一安全な町だって、災害が多少はあって当たり前だと、もう私が言ったのと違うではないかという話ではなく、商工会は町長からも言ったように、長年研究、あるいはいろんな方に話を聞いて安全宣言を出したのだと思います。

私は、先日の名勝天然記念物「長瀬」でも話を聞いていて、ああ、なるほどなという話が講演者から出た。これは本当に安全なのだと、地盤は固いのだということで、自分が思っている災害は大雨だの何だのがあるということで、ああ、そうなのだなって自分なりに思いました。私が機関誌を町内にいろいろ配布をして、町内の方ともいろいろ話を聞きました。その中で、ある町民の方、これはもうかなり前の話になるのだけれども、その方が企業誘致で、自分の会社が埼玉県内に店舗を拡大しているの、県庁に行ったときに、長瀬の方だったら今長瀬の方が三役でいるから、この話が終わった後に話でもしていけばということで会ったそうです。その方は、名前、個人情報関係なく私が言いますけれども、当時県庁に勤めていた瀧上さんだと。その瀧上さんとお茶を県庁で飲んだときに、瀧上さんがこの話をした。こんな長くたってから商工会が安全宣言を出してくれた。頼もしいと褒めていました。これは、もう昔からこの話はあるのだと、今声を出してくれて本当に頼もしい商工会だということで話をしてくれた方、こういう方には私は3名会いました。あと2名の方は、逆に私に質問、安全な町って大丈夫かねという、そういうもっと話を聞きたいということで、数件ということで私話してきます。

町長、今商工会が日本一安全な町という宣言をしたのだったら、一緒になって乗ればいいではないですか。私が思うのは、その企業の方と話ししたのは、安全な町であるのだったら、今埼玉県庁が建て替えを検討中です。この間、新井県議とも話しました。それで、埼玉県庁にある大事なデータなり、いろんな書物の保管庫を秩父に持ってきてもらえばいいではないですか、長瀬に。県庁を建て替える話が今出ているのだから。大澤芳夫町長がNHKの気象観測士と話をしたときに、100年ぐらいたつと熊谷まで海になると、予報士がそういう話をしたというのは、この議場で話したの町長も聞いていると思うのです。あの当時で100年というと、大澤芳夫さんが言ったときからもう10年ぐらいたつていると。そうすると、だんだん熊谷あたりまで海になるのだったら、本当に長瀬って安全な町なのだと、私もこの発表、宣言を見て感じました。

そういうことからして、埼玉県庁の建て替えするときに、町長、ちょうどいいタイミングではないですか。長瀬に県営の県の施設を造ってもらいましょう。そうすれば、それから風穴を空ければ、今度国が一極集中になっているということで今一生懸命検討中なのだから、長瀬にもそういうデータ保管庫を持ってきてもらいましょう。今NHKだって、どこにそういう保管庫があるのだから、放送協会が。海の中に沈んでしまうような場に建っているのだと思うのです。都会にどうせ建っているのだから。それいいチャンスではないですか、PRするにも。そうすれば企業だって、場所がないと町長は言っていましたけれども、企業が来なくなると企業は何か関係のものを、そういう保管庫、大きなものでなくてもいいからつくってもらおう。そういうふう発展するのではないですか。いかがですか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

関口議員、ただいま温度差があるというお話がございましたけれども、私は温度差がないのではないかなと、ただいま感じたところでございます。

先ほどの答弁の中で、町には企業や事業者からは来ていませんというお話をさせていただきました。ただ、安全宣言をしていただきましたのは商工会ですので、商工会のほうには問合せが二、三あるようでございます。ただいま関口議員からお話があったようなお話もあるようでございますので、その中で先ほどの大きな団地は造れないけれども、それなりの土地は長瀬町もあるというお話をさせていただきましたけれども、それほど大きな規模でなければ、町のほうにも土地がございますので、実は先日、副町長と町中を見てまいりましたけれども、何か所かございますので、そうしたところを活用していただいて、また商工会と一緒にやってできるというのと今思っているところでございます。

それから、関口議員が申されました瀧上元町長のお話もございましたけれども、12月号の広報コラムに私の考えを書いてございますので、これをしっかり読んでいただければ私の考え方はお分かりいただけると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長のコラムの話が出ました。私さっき言わなかったのだけれども、本当に町長はすばらしい文章を書くので、もう楽しみにあのコラムを私も読ませてもらっています。町長のコラムを読んで、私にいろんなことを教示してくれると思って読ませてもらっています。でも、今回もあの文章を読んで、町長、賛成なのか反対なのか分かりません。町長、巧言、分かりますよね、巧みのほうです。高い原っぱではないです。巧言、何を言っているのか分かりません。巧みに言葉を使い分けて我々を惑わすような文章に私は取れているから、賛成なのか反対なのか質問をしました。もう一度どうぞ、お願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 私も町長を11年ちょっとやっていますけれども、関口議員にお褒めの言葉をいただいたのは初めてでございます。ありがとうございます。

巧言令色のお話がありました。そのコラムに、以前たしか書かせていただいたことがあると思うのです。ですので、あっ、原っぱではないなってすぐ分かりました。ありがとうございます。

商工会ならできるけれども、町ではちょっと無理かなって、やはり町にはできることとできないことがあるのです。そこところは、それを踏まえた上でしっかりと商工会と連携を図ってまいりたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今回も時間が間に合いました。4番まで行けるのでほっとしました。

では、観光について町長に質問をいたします。町民から、町はなぜ観光関連の予算を優遇したり事業に多額の補助金を投入するのか、多くの質問を受けることから、次の点について伺います。

1番、9月議会で290万の観光客が長瀨に訪れているという答弁がありましたが、観光関連の事業が町の産業や雇用に対して与える恩恵や町全体への経済的な貢献がどの程度あるのか把握しているのか。また、把握していないのであれば、今後調査をする考えがあるのか。

2、観光関連の税収は、費用対効果の関係から調査していないとのことだが、税収の把握は困難であっても、訪れた観光客が長瀨で幾ら使ったか、アンケートをすることで経済効果が推しはかれると思うが、調査する考えはあるのか。

3番、総合振興計画に基づき、町は計画的な施策や事業を推進していると思うが、予算の配分についてどのように考えているのか。福祉関連に予算を投じるのは当然と考えるが、観光事業者からの税収や明確な費用対効果も不明であるにもかかわらず、観光事業を優遇しているようにも感じるが、いかがなものか。お答えをお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の観光予算についてのご質問にお答えをいたします。

まず、(1)の観光関連の事業が町の産業や雇用に対して与える恩恵や町全体への経済的な貢献がどの程度あるのか、及び(2)、アンケート調査により経済波及効果が推しはかれると思うが、調査する考えはあるのかについては関連いたしますので、一括してお答えをいたします。観光に係る経済的な貢献につきましては、これまでも何度も議会で質疑され、税収効果の算出は困難とのお答えをさせていただいてまいりました。

去る9月定例会には、観光に係る経済波及効果の質疑も行われました。その調査には、相応の予算が必要になるとお答えさせていただきましたが、何かよい方法はないかと探求しておりましたところ、埼玉県で埼玉県産業連関表を使った経済波及効果試算ツールを公開していることを確認しました。そこで、このたび長瀨観光が埼玉県内に及ぼす経済波及効果について試算をいたしました。試算は仮定条件になり、入力項目も、例えば交通費は8項目中2項目の入力、飲食費、買物代は14項目中3項目の入力等と集約しての入力にとどまっており、非常に粗い試算にはなっております。しかし、ここで公表するのものはばかられるところではございますが、これまでの質疑の経緯を踏まえ、そうした粗い試算結果であることにご理解をいただくことをお願いしつつ、お答えをさせていただきます。

なお、試算の仮定条件ですが、令和5年の鉄道の年間乗降客数の推計値と令和5年度に実施した秩父地域おもてなし観光公社の長瀨駅前でのアンケート調査による滞在時間、宿泊日数、使った費用、交通手段などのデータを組み合わせて旅行者の人数や消費額を推計し、所管の埼玉県統計課にもご意見をいただきながら算出をいたしました。その結果、令和5年の長瀨観光が埼玉県に及ぼす経済波及効果は約33億円と試算されました。また、この額を生み出すために必要な労働費は304人と試算されました。

なお、この結果はあくまで埼玉県内に及ぼす経済波及効果ですので、ご承知おきいただきたいと思えます。さらに、仮定条件が変われば算出額も変わりますので、併せてご承知おきいただきたいと思えます。

なお、現在一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社が専門家を入れて秩父全体の経済効果を出すための事業を進めております。この事業により、長瀨町での一定の経済効果も算出できるようになると聞いておりますので、その結果が出れば皆様にご報告できるかと思えます。

次に、(3)、予算の配分の考えと観光事業を優遇しているのではないかについてお答えをいたします。町では、これまで限られた財源を効果的に配分し、施策や事業を推進してまいりました。お話のあった福祉関連の予算である民生費の当初予算額に占める割合は、平成27年度の約25.2%から令和6年度には29.7%と、ここ10年で最高の割合となっております。一方、観光費の令和6年度当初予算に占める割合は約0.9%で、過去10年の平均値の約1.1%よりも低い割合となっております。

観光事業を優遇しているようにも感じるとのご指摘でございますが、こうした数値からは、決してそのような指摘は当たらないのではないかと思うところでございます。少子化が進み、地方創生を推進しているこの時代に、長瀬町には多くの観光客が来町しており、町ににぎわいをもたらしております。費用対効果が明確でないのご指摘でございますが、これが効果の一つだと思います。

観光客は交流人口とも呼ばれますが、交流人口から長瀬を好きになり、関わり、応援してくれる観光人口につないでいけるようにしていきたいと思っております。町といたしましても、引き続き限られた財源を効果的に配分し、いつまでも暮らしたい町、いつまでも活力のある町、いつまでも輝き続ける町の基本理念の下、総合的に施策や事業を推進してまいります。

以上です。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
時間となりましたので、関口議員の質問を終了いたします。

○議長（岩田 務君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。1問目、第二小学校跡地利用について町長にお伺いします。

全国には、廃校となった87%の施設が現存し、そのうち約20%が未活用になっていることから、全国的に廃校後の施設の処分や利活用が課題となっているようです。そこで、当町の旧第二小学校施設の有効活用について、次に点について伺います。

1、校舎等を建築する際に国庫等補助事業を活用したと思いますが、補助金の返還は生じないのか。また、転用計画申請、財産処分の手続等はどのような手順で実施するのか。

2、校舎内の備品等についてはどのように活用するのか。住民や行政区への有償、無償配付は実施しないのか。

3、跡地の年間維持費はどの程度を見積もっているのか。

4、跡地利用は専門家の意見を聞くとしていたが、その進捗状況は現在どのようになっているのか。

5、廃校後の跡地利用の検討方法はどのように進めているのか。

6、住民に対する説明会や意見聴取はどのように実施するのか。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員のご質問にお答えをいたします。

まず（１）、校舎等建築時に活用した補助金等の返還は生じないのか。また、転用計画申請、財産処分の手続等はどのような手順で実施するのかについてお答えをいたします。国庫補助を受けて学校を整備したにもかかわらず、学校教育以外の目的で使用する事となった場合、処分制限期間内に転用、貸与、譲渡、取壊し等を行う場合には文部科学大臣の承認を受ける手続、つまり財産処分手続が必要でございます。そして、財産処分の手続につきましては、文部科学省が作成、発行している財産処分手続ハンドブックに基づき実施することとなります。また、文部科学省では既存施設の有効活用を推進する観点から、国庫納付をほとんどの場合に不要とするなど、公立学校施設に関わる財産処分手続の大幅な簡素化及び弾力化を図っております。その上で、財産処分の手続及び国庫補助金等の返還の有無につきましては、旧長瀬第二小学校の活用形態によって異なってまいります。そのため、財産処分の手続等につきましては、旧長瀬第二小学校の活用形態が決定次第、関係機関と調整しながら進めていくこととなりますので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、（２）、校舎内備品等についてはどのように活用するのか、住民や行政区への有償、無償配付は実施しないのかについてお答えいたします。旧長瀬第二小学校の備品等につきましては、学校で利用できるものは長瀬第一小学校、または長瀬中学校に移転して活用しております。また、図書などの子供向けに利用できる備品等につきましては、放課後児童クラブや多世代ふれ愛ベース長瀬で活用しております。その他の備品につきましては、今後民間の事業者等が旧長瀬第二小学校を活用することとなった場合には、事業者が備品等を活用する可能性もあることから、現在のところ住民や行政区への有償、無償での配付は行っておりません。

次に、（３）、跡地の年間維持費はどの程度見積もっているのかについてをお答えいたします。令和6年度当初予算では、光熱水費や施設修繕費、受水槽の清掃及び保守点検経費など285万4,000円を計上しております。

次に、跡地利用は専門家の意見を聞くとしていたが、その進捗状況は現在どのようになっているのかについてお答えいたします。今年度8月から9月にかけて民間事業者を募集し、現地を見学いただいた上で活用方法に関する意見等を聴取する対話型のサウンディング調査を実施いたしました。対話調査を行った具体的な事業者名や事業内容は公表していないため、お答えを差し控させていただきますが、関東圏内の廃校を活用した事業を展開している事業者に旧長瀬第二小学校を視察していただき、活用方法等についてヒアリングを実施したところでございます。

次に、（５）、廃校後の跡地利用の検討方法はどのように進めているのかについてお答えいたします。今年度7月から8月にかけて旧長瀬第二小学校の活用に関する町民アンケートを実施し、多くのご回答やご意見を頂戴いたしました。また、先ほどもお答えしましたとおり、8月から9月にかけて対話型のサウンディング調査を実施いたしました。これらの結果を踏まえ、先日町が考えた活用方法等を企画財政課長から議員の皆様へ説明をしたところでございます。最終的な活用方法等につきましては、後ほどご審議いただく活用検討委員会設置条例案を可決いただけましたら、活用委員会の場で議論していただきたいと存じます。

次に、（６）、住民に対する説明会や意見聴取はどのように実施するのかについてお答えいたします。先

ほどもお答えしたとおり、旧長瀬第二小学校の活用に関する町民アンケートを実施いたしました。小学生と中学生の保護者及びその他の無作為に抽出した住民、合計して1,009件の方にアンケートをお送りさせていただき、368件のご回答を頂戴したところでございます。そして、今後の意見聴取につきましては、来年度以降、説明会もしくはワークショップなど、形式は現在検討中でございますが、何らかの形で住民の方や旧長瀬第二小学校の活用に興味、関心をお持ちの方のご意見を伺ってまいります。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、質問の順番どおりにいかない場合もあると思いますが、お願いします。

長瀬町の公共施設等総合管理計画から教育施設の更新を見てみると、中学校、第一小学校、旧第二小学校、築47年から52年となっていますが、旧第二小学校は建築年数から見て、2036年に改築、改修というような予定になっているのです。中学校は2024年、今年度ということで、大分12年差があるのですが、これの理由として旧第二小学校の老朽化ということの診断が、ほかと比べて良好だったのかということについて。

次、基本的なことですが、第二小学校はもう廃校としたのか、それとも休校なのか。一般的に小学校を廃校すると、廃校条例というのを出すわけなのですが、当町では長瀬町立学校設置条例の一部を改正する条例ということで、廃校条例は出していないのです。これ一括してこんなふうなものにしてあるので、廃校条例を出さないのかどうか。

それから、備品のことについて、今町長の答弁にありましたが、備品は全て廃棄されて、廃棄手続がされているのかどうか。廃棄手続していなければ動かせないと思うのです。莫大な量になると思うのですけれども、これは廃棄手続をするのかしないのか。してあるのだとしたら、町民のほうでも地区、要するに行政区の集会所とかで机とか使いたいとか、長机が欲しいのだからとか、そんなふうな話もあります。これ今のところ行わないという話なのですが、それは活用が決まったら、あれを使うかもしれないと想定してということなのですが、これ町民の財産なのです。有償または無償配付というか、早くやったほうがいいのではないかなと思います。では、仮にその見込みが立っているのかどうか。まず、校舎をこれからいろいろ調査したりとかするけれども、町として何年後ぐらいにあれをどうにという考えがあるのかどうか。それなしだったら、有償、無償の配付とかできないということになってしまいますので、そのことについて。

それから、予算面で見ましたが、先ほど町長のほうで、第二小学校の維持管理285万4,000円というようなお話だったです。これ私が見て、令和5年度の予算を見ると、第一小学校と第二小学校を足した金額が2,355万円だったのです。本年度は、統合して2,081万9,000円なのです。そうすると、差額は273万1,000円になっているのです。ところが、二小と一小が統合したにもかかわらず、維持管理費が273万1,000円より高くなってしまっていると。統合の目的というのは、教育水準を上げることと予算の低減化ということだと、この2つだと思うのです。それにしても、では維持費がかかり過ぎているということになるような気がするのですが、これは早く決めなければこれだけ維持費がかかってくるか、当然これから使い方によっては改修とか、そういうことにもお金がかかってくると、そうすると教育水準と維持管理費を軽減するという目的がうまく達成できないような、教育水準についてはよろしいかと思いますが、そのことについて。

あと、文科省から廃校までのステップということでファイブステップが、教育長等は分かっていると思いますが、示されていると。ちょっと言います。地方公共団体が廃校方針決定が1と、それから廃校条例

成立と、それから廃校前年度から活用事業者等への募集と、4番目に活用事業者決定、5番目に廃校と同時に活用開始と、これが理想的であると。なかなかそうはいかないのですが、当町では並行して行われていなかったと。廃校になった。さあ、それではどうしようという、この文科省の示したものに遅れてしまっているということについてどういうことなのかなど。

まだありますが、文科省調査ですと、私冒頭に20%と言ったのですが、毎年450校程度が廃校になっているそうです、日本では。平成14年以降8,580校が廃校となったと。その中で、細かいことは言わないのですが、1,917件、現存している施設の26%が未活用だと。30%近くというと、当町の旧第二小学校を当てはめると、ぼんやりしているとこの30%に当たってしまうと、そうすれば維持管理費がかさむと。これ本当に切迫している問題ではないかなと思いますので、その点についてと。

あと、先ほどの答弁でサウンディング調査が出ましたけれども、1社しか来ていないと。これについては、幾つか私調べてみました。そうしたら、やっぱり廃校したのだけれども、サウンディング調査をやったらゼロとか、具体的には申しませんが、7つ、8つ来たところとかありますが、なかなか学校の形態によって難しいところはあると思いますが、サウンディング調査1回終わったのだけれども、今後もそういうのをさらにやっていくという予定があるのかどうか。

あと、専門家というのは、どれをして専門家というのか。業者をして、企業をして専門家というのか、それとも大学等でも、以前町長は町と提携している大学もありますので、そういうところにお聞きしたりしていきますと、たしかお答えをいただいたことあるのですが、では長瀬町はどういう大学と提携していて、大学の先生だからよく知っているということはないのですが、こういうことを廃校とかの利活用について研究している人に当たる予定があるのかどうかということについて。

あと、検討委員会なのですが、検討委員会の中に幾つかありますけれども、この検討委員会の人選について20人以内とか、そんなふうなことで出てくると思うのですが、学識経験者、有識者、これは選定が非常に難しいと思います。一般町民としても、委員というのの選定が非常に難しいと思いますので、このことについて今後どう煮詰めていくのかということ。

あと、一番基本的なこと、アンケート調査、もう実施されました。小中一貫教育等については検討委員会ができて、それから検討委員会の中でアンケートを行ったと。それから、学校の統合についても、多分検討委員会を立ち上げて、それからアンケートをやったと。今回は、アンケートが先ということは、ある程度町では使い道というのですか、多分これだと思うのですけれども、民間事業者、NPO、他の自治体等、町以外の団体の賃貸または売却による方法を考えているということを進めていくのかどうかということになると、この検討委員会ではさら、ゼロの状態ではなくて、民間事業者、NPO、その他の自治体等、町以外の団体と賃貸または売却をするのですよ、それについて皆さんで検討していこうということなのかどうか。要するに、このアンケート調査で62.8%が売却、貸出しを望んでいるという結果が出てしまっているわけですから、この結果が出ているのに、この結果を無視して、さあ、皆さんどうしますか、公民館にしますか、直売場にしますかと、これやっても意味ないのではないですか。意味ないと言ったらいいかどうか分からないですけども。細かいこと言いますが、アンケート調査の1と2と3、どこに住んでいるか、居住年数、それから子供の学年、これはアンケートと関係あるのですか。このアンケートを実施しているけれども、どこに住んでいるとか、居住年数とか、子供は何年生だとか、私は何ら関係ないような気がするのです、ただアンケートに答えるのに。これは細かいことなので、答弁要りません。

以上についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきますが、これ本当に細かいことでございますので、私が答えられる範囲というのはちょっと狭いのです。教育委員会のほうになるかな、企財になるかなという思いがしているところなのですが、取りあえず公共施設等総合管理計画の中で、以前議会にもお示したと思うのですけれども、そのときの調査の結果は公表しております。あのときに、第二小学校は良好だというお話をいただいております。ですので、そのまますぐ使えるという状況だと思っておりますので、これにつきましてはそういう状況です。中学校は、ただいま議員がお話ししたとおりでございますので、そんな状況です。

それから、維持費が高くなっているというお話ですが、これは町の財産になっているわけだから、学校のほうではないですね、予算は。

〔何事か言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） これは、予算が教育ではないということです。

それと、並行して行われなかったというお話ですが、おおざっぱな大きなあれでやる予定でございましたところ、やはり一つ一つやれというお話を議会のほうからいただきましたので、ちょっと遅れてしまったという結果が出てしまったということです。

それと、町民の財産ということですが、売るか無償で配付ということですが、もし民間に入っていた場合には、無償ではなくて幾ばくかのお金をいただくとか、そういう方法もこれから考えられるのではないかなと思っているところでございます。

それから、あとはサウンディング調査は1社ですけれども、なかなか有力な会社さんにお越しいただいたようです。まだ詳しいお話は申し上げられませんが、それから、専門家につきましては、大学は早稲田大学ですとか、ものつくり大学ですとか、あと2つぐらいあると思いますけれども……

〔「立教は入っていますか」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 立教は入っていると思います。そう、立教が出てこなかったのです。立教は入っていると思います。

それから、人選につきましては、よく学識経験者だの有識者だのっていつも同じような人というお話はいただきますけれども、やはり町といたしましては、ふさわしい方をしっかりと人選をさせていただいているつもりでございますし、これからもそのつもりでやっていきたいと思っております。

あとは、廃校か休校かという話もありましたけれども、まだそのところどういふあれになるのだろうな……それから、すみません、あとは教育委員会と企財のほうでお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（岩田 務君） 村田議員に申し上げます。通告にない部分は分かる範囲でお答えさせていただきますので、お願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、サウンディング調査でございますが、今年度実施させていただきます、1社からご意見を頂戴することができたところでございます。今後につきましては、まだ検討中ではございますが、短期間で施設を実際に事業者にお貸しをした上で、その上で活用状況はどうだったかといったような形でのサウンディング調査も検討しているところではございます。

続きまして、検討委員会の専門家について、町長からも先ほど答弁があったところでございますが、こ

ちらは廃校活用といいますと、当然廃校の専門家という部分はありますし、あとはまちづくりですか、あるいはPPP/PFI、こういった観点からでも検討が必要な部分がございますので、そういった部分での専門家、大学の先生方といったところの選任も現在検討しているところではございます。

最後に、アンケートが検討委員会の設立よりも先に実施されて、町の考えで進めていくのかどうかというご質問だったかと思えますけれども、こちらにつきましては、あくまでアンケートを基に作成した町の考えというものでございますので、これをたたき台という言い方が適切かどうか分かりませんが、これを基にして検討委員会でも考えていただきたいのですけれども、ただ、あくまで町の考えということでございますので、検討委員会での最終的な検討結果がこれに基づかないものであったというのであれば、それを尊重していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問に対してお答えします。かなり早口で質問されたので、漏れているところがありましたらご指摘いただければと思います。

まず、廃校条例でございますけれども、廃校条例ではなく学校設置条例の一部改正で廃校という扱いになっています。それを根拠に県に廃校の届出をしていますので、廃校条例というものは出しません。というか、その設置条例の改正、皆さんにご議決いただきましたけれども、それをもって廃校としております。

また、備品の廃棄の関係でございますが、廃校に伴いまして予算のほうも総務費に今計上してあるとおり、教育財産ではなくなっております。現在、委託として教育委員会が管理はしておりますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、古くなれば使えないものも出てきたりするかと思います。何かちょっと人の町のことを言うとなれですけども、結構小鹿野の倉尾小学校なんかは平成16年に廃校して、譲渡会は令和5年だったというようなのも出ていましたから、それはさすがにという気もしますので、その辺のところは調整しつつ考えていければなと思っております。

それから、予算の関係ですが、今年度ですけども、最低限の管理費用のみとなっております。決算と予算をちょっと比較してもらえるとあれなのですが、令和6年度、第一小学校のほう、小学校の教科書の改訂がありました。その関係で指導用教科書ですとか、500万円ぐらい予算的に増えています。また、学校のプールの民間委託をやった関係で390万円ほど増えていますので、単純に比較するというのはちょっと難しいかなと思っておりますが、予算計上してありますものは光熱水費ですとか、それから体育館等も現在使っておりますので、水道関係の浄化槽ですとか、それから水道のほうの関係の検査ですとか、それからセコムに払っている警備などの最低限の費用を計上したといったものでございます。

〔「備品の廃棄が終わっているかどうか」と言う人あり〕

○教育次長（中畝康雄君） 教育財産ではなくなっておりますので、教育財産としての備品ではもうなくなっております。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ちょっと教育次長の話が見えないのですが、要するに学校の備品だったと、それを廃校にするというのと、もうそこで備品は廃棄してこちらへと、廃棄台帳ってあるでしょう。だから、廃棄台帳にちゃんと出して、それで廃棄になって企画財政に行くのでしょうかと私は思っていたのですが、今の話を聞くとそうではないような話もあるので、そうするとそのものを、では私が町民に有効活用してもらいましょうよということができなくなるというようなことになってしまうようなのですが、やはりそれは

有効活用というか、町民が欲しがっているというか、あれ使えないのかなとかいう声も大分聞くので、ではあそこのところを企業に売却するか貸し出すか、それがなかなか本当を言って難しいと思うのです。ワーキングコアスペースで一部借りますよと、そうしたら、では貸し料が幾らですかと、賃貸料が年間150万円ですと、では管理維持費が幾らですかと285万円ですよと、そうすると百数十万円を持ち出しになってしまうと、そういうのは避けていただいたほうがいいのではないかなという私の考えなのです。だから、そうするにはどうしたらいいのかと。失礼な言い方ですが、ちょっと進め方が甘いような気がします。私も公共施設のところで、もうこれ二小は二小でやったほうがいいのではないかと私は発言をした人間です。今度は、二小は二小でやっていくのだから、それについて本当に町民の望むところにしていただきたいと思います。いろいろあると思うです。公民館にしてもらいたいとか、直売所にしてもらいたいとか、いろいろそういう意見もこの中にあったようですけども、まあ、いいです。

では、あと文科省や国交省で、こういう廃校になったところについて、要するにネット上に載せるという事業もやっているのです。だから、そんなふうなところに参加ということもあるのではないかなと思います。

あと、みんなの廃校プロジェクト、これは教育委員会さんのほうでも多分いろいろ見たり、これは教育委員会ではないのかな、そういうのがあるのはご承知だと思いますけれども、その中でも実例が幾つも出ています。ただ、あれがそのまま当町に当てはまるかということは、非常に厳しいと思います。

先ほども出ましたが、サウンディング調査をもっと実際に募集が来るような状況といいますか、しつこくてもいいからやってみると。先ほど短期間貸し出してというふうな話ありましたけれども、小鹿野でも大分苦勞もしたりしているようです、近くで。立地条件なのですけれども、やはり国道沿いで非常に駅も近いという利点があるのかなという感じはします。では、施設はどうなのかなという、そんなふうな調査というのをやはり専門家に、私はなるべく業者に任せて業者にというのではなくて、やはりある程度のお金を出しても、そういう提携している大学で、そういう先生がいればそういうところに、まず基礎的なデータを取ってもらうということが必要ではないかなと。たまたま私は出好きなので、行って活用されているところを見たりはしています。青森県の西目屋村というところがあるのですけれども、そこなんかは白神山地の内陸の入り口です。ウナギの寝床ほど長く、山の中の本当に白神山地の入り口ですが、そこなんかは西目屋ブナコ何とかがって木材加工場が入ったり、食堂が入ったりとか、こんな雪が深いところに冬でも人が行くそうです。それは鉄筋なのですけれども、立地条件がいいと。世界遺産のところ、日本中ではなくて、世界からも人が回ってくると、そういう立地条件。ただ、ここの第二小学校は、ある意味違う立地条件がいいので、そこのところを利用する。利用するには、やはり検討委員会だけでは足りないのではないかなと思いますので、できれば学識経験者とかそういうのを選ぶに関して、今のままだとどうやって選ぼうかということがあると思うので、中に設置規則か何か定めて、こんなふうな見識を持った人ってやっていかないと、いつものように、ああ、あの人か、あの人も何だこれとこれダブっているのかと、ぜひそういうことがないような検討委員さんを選んでいただく方向なのかどうか、まだたくさんあるのですけれども、一応そこについてお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

いろいろのご意見をいただきました。実は、この備品の配付につきまして、村田議員にはいろいろとお話があったというお話ですけども、町のほうには問合せが一切来てはございません。町のほうにお話し

ただけならありがたかったかなと思うのですが、この議場で初めてそういうお話を伺ったところでございます。

それから、文科省で出している廃校事例集、ご提案ありがとうございます。一般的に見て成功している事例もございますけれども、なかなかそうでもないというふうなお話も伺っております。なかなかこれが当てはまるかなというのは難しいかなとは思いますが、施設の規模や地域の特性などを踏まえて、活用方法等の方針を設定してから具体的な活用方法、それを検討させていただき、こうしたものも参考にさせていただきたいと思っているところでございます。

それから、委員さんの選定でございますけれども、活用方法や方針等を検討、策定するに当たりましては、来年度は自治体による廃校活用の支援実績のある事業者をサポートを依頼したいと考えているところでございます。

また、最終的な活用方法、方針が決まりましたら、方針に沿って実際に活用意向のある事業者ですとか、そういう方たちに活用していただいたり、ご意見を伺ったり、そうした調査を実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、次に移りますが、ちなみに再活用が一番多いのが学校だそうです。2番目が社会体育施設、3番目が社会教育施設、4番目が企業や法人等、5番目が体験交流施設、その次が庁舎、そのあと1,000ぐらいがまちまちという状況になっているようです。これは参考までに。

続きまして、防犯対策について総務課長にお伺いします。現在デジタル化の進歩による社会変化は急激で、便利になった反面、社会構造の複雑化を招き、昨今頻発する犯罪は巧妙化、凶悪化が深刻化しております。特に特殊詐欺や闇バイトによる強盗事件等が各種メディアにおいて毎日のように報道され、地方がターゲットとなりつつあると言われていたことから、町として住民の財産、生命の安全を確保する行政に関して、次の点について伺います。

1、町内で発生した特殊詐欺等の事件や被害について、町は把握する手段を持っているのか、また把握しているのか。

2、防犯マニュアルの作成、配布や防犯訓練、講習会等を実施する予定はあるのか。

3、9月議会で防犯カメラの設置について、徐々に公園から設置との答弁があったが、防犯カメラ設置の補助金交付や町主要箇所への防犯カメラを設置する等、迅速な対応が必要ではないか。

以上についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員の防犯対策についてのご質問にお答えいたします。

まず（1）、町内で発生した特殊詐欺等の事件や被害について、町は把握する手段があるのか、また把握しているのかについてお答えいたします。町では、平成28年3月14日付で秩父警察署と長瀬町犯罪情報の住民への提供等に関する協定を締結しております。これにより、住民を犯罪から守るために必要な犯罪情報は警察から提供を受けております。町では、この把握した情報に基づき、安心・安全メールを中心に住民に向けた注意喚起を行っております。令和6年度は、これまで46件の情報提供を受け、全て町民向けに注意喚起を行ったところでございます。

次に、（2）、防犯マニュアルの作成、配布や防犯訓練、講習会を実施する予定はあるのかについてお答

えいたします。防犯マニュアルの作成、配布ですが、埼玉県で作成している防犯リーフレットを活用しております。昨年度と今年度には、町の地域包括支援センターと秩父警察署とで連携し、高齢者宅を戸別訪問してリーフレットなどを配布するとともに、防犯の声かけもさせていただきました。

防犯訓練ですが、小学校において警察官を講師に招き、さすまたを使った不審者対応訓練を行っております。講習会ですが、今年8月に開催した区長会議において、県政出前講座として「防犯のまちづくり（地域ぐるみの防犯）」についての講演をしていただき、防犯に対する意識の醸成や啓発を行ったところでございます。今後も引き続き、犯罪を起こさせにくい環境づくりに向け、警察など関係機関と連携し、各種事業を実施してまいります。

次に、(3)、9月議会で防犯カメラ設置について、徐々に公園から設置との答弁があったが、防犯カメラ設置の補助金交付や町主要箇所への防犯カメラ設置をする等、迅速な対応が必要ではないかについてお答えいたします。まず場所ですが、9月議会では、まずは公園などへの設置について検討してまいりたいと思っておりますと答弁させていただきました。これは、公園に限定して設置をするといった趣旨ではなく、地権者等の同意が不要な公共施設で、防犯上に有効的な箇所から設置を進めていきたいとの意図でございます。設置に当たっては、埼玉県の防犯環境整備推進補助金の申請を予定しております。あわせて、町の来年度予算での検討を行った上で、補助金採択の見通しが立ち次第設置を進めてまいります。

なお、その後の公共施設への設置については、順次検討してまいりますとともに、設置範囲の拡大等については町の財政状況や近隣市町村の状況も踏まえ、対応を研究してまいります。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 警視庁の発表なのですが、2023年度の犯罪情報で、ネット事業者に削除依頼をしたのが3,379件と、そのうちの9割がいわゆる闇バイトの情報であったと。当然今般といいますが、この頃テレビを見ると、毎日そういうニュースが流れていたということで、令和5年の1月から12月に少年の強盗による検挙率というのが暫定値で日本中で329件だそうです。対前年度比40%増、相当な数です。ということが示されています。犯罪の標的は、防御の手薄な田舎に拡散しつつあるというふうに言われていると、これは承知のことだと思いますが、警察との連携で、こういう数値を発表していただいているというふうなことで、大変ありがたいと思うのですが、残念ながら私もうまくそれに目を通していないということで、もう少しどういうふうにすればうまく町民の目につくのかなというのを工夫していただければありがたいなという点がまず1つと。

それから、防犯マニュアルについて、県のほうが指定して高齢者宅を訪問してというふうなお話がありました。あれっ、うちは高齢者ではないのかな、どうするのが高齢者宅なのだろうと、まずその点について。うちには来ていません。うちの近辺でも、その話は聞いていない。それから、区長会議でそういうのやったと、やらないよりはやったほうがいいと思います。それは、区から区民に下りないという区があるということを知っていただきたいと。承知していただいたら、それを何らかの形で、区長さんから防犯マニュアルを区民に配布していただくとか、特に今申し訳ないのですが、実名出しますが、コメリさんに、ああいう事件が頻発しているところで、私センサーライトを買いに行ったのです。そうしたら一つもなかった。いつ入るのですかと、入る予定はありませんと。これも言ってしまって、カインズホームさんに行ったと。そうしたら、カインズホームさんにはありました。やっぱり量がたくさんあるから、もう金額いろいろで。そのカインズホームさんでは、防犯カメラも折り込みに入ったのです。そうしたら、防犯カメラは全て売り切れです。ありませんと。それくらい住民といいますか、ああいう事件が多いので、非

常に町民は戦々恐々としています。本当です。うちでも、家の庭にセンサーライト、前もついていたのを含めて5個つけてあります。裏の家でも新しくつけました。また、横はちょっと留守なので、その横の家もあったのですけれども、またつけました。家の前のおばあさん、一人で住んでいる家は3つついています。やっぱり設置しました。それだけ、どうしようというのが住民にとっては強いのです。

例えば大きいところは当たり前、横浜市とか仙台市とか相模原市とか品川区とか港区などは、自治会や商店街などへの防犯カメラ設置、上限を決めて、だからこれ商店街とかだったら上限が十何万円とか、そういうものもありますが、大洗町では個別の防犯カメラ、上限1万5,000円、補助率10分の5でこれを出しました。もうやっています。これの根拠となるのが、多分このことだと思うのです。政府のほうで11月21日に、首都圏で相次ぐ強盗事件などを受け、新たな経済対策に防犯対策の強化支援を盛り込むということで調整に入ったと。11月21日です。この内容として、防犯カメラ設置費用の公費での補助が柱ということで、補助金、助成金対象は地域団体と個人宅になりますというふうなことを、随時政府のほうでそういう方針を出していると。これは、だからそれが地方に補助金等で回ってくれば、すぐ活用していただきたいと思っています。

ちなみに、防犯カメラもいろいろあります。ネットでも売っています。8,000円ぐらいのものもあるし、もう少し動物が通ったときやるようなものもあります。数十万円するものもあります。私の知り合いがつけたのは5万円ぐらいだそうです。それは、中でモニターがあって、人が通るとぱっとライトがつくと、それで声も聞こえると、そんなふうなので、5万円ぐらいで何か業者に頼んで設置したということがありますが、防犯カメラ類については先ほど課長も言いましたが、補助を考えていると。そんな高価なのは出さなくていいと思うのです。そういうのをつけるということは、要するに防犯意識も高まるということではないですか。

町でつけているところは、横瀬町、小鹿野町、それから寄居町は自動販売機に連動したのをつけています。あれは、何かメーカーなんかもお金が出るのです。埼玉県の令和4年度の防犯に配慮したまちづくり実践事例というのに出ています。これは、5年度も出ているかは分かりせん。美里町では、電光掲示板による防犯意識の啓発と。1つこの中で長瀨町が出ていたのですが、青色回転灯装備車での自主防犯パトロールを行っていると書いてあった。これは何だか意味が分からないのです。だから、えっ、青色回転灯装備車での自主防犯パトロール、見たこともない、聞いたこともないし、これはここに載せるようなことなのかなと、申し訳ないですけども。だったら、やはりセンサーライトとか、そんなふうな補助に切り替えていただけたら。再質問ということで。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の犯罪情報等をうまく伝えていっていただきたいというようなご質問かと思えます。以前は、警察からいただいた情報は防災無線等でも周知をしていたのですけれども、多くは詐欺の予兆電話が多かったものですから、件数もかなり多かったこともありまして、最近では詐欺の予兆電話等は安心・安全メールのみとして、防災無線での周知等はしておりませんが、協定の中でも人命に関わるような犯罪情報等があったときには、直ちに防災無線等で周知はしてまいりたいと思えますし、また安心・安全メール以外でも、周知のほうについては今後検討させていただきたいと思えます。

次に、2点目の防犯マニュアルの配布、高齢者宅等に行ったということですが、来ていないということですが、地区ごとに分けて年度行っておりまして、昨年度は中野上区で、今年度は井戸辺りを回ったとい

うふうには聞いております。ちょっと町内を一遍に回るのはなかなか難しいところもあって、地区ごとに分けてやっているというような話は聞いておりますので、そのようにさせていただければと思いますし、またその中でも、交通安全母の会がやっておりますお達者訪問等では、地区のモリモリ体操とかの会場等を訪問させていただいて、交通安全のことだけではなく詐欺被害防止の声かけ等もしております。そういった活動もさせていただいております。

また、あと講習会等を区長会等でやっても、なかなか区民等には伝わっていかないのではないかとということでしたが、そちらについてはどういった方法が効果的なのかということを研究させていただきながら、また警察等に言っていただければ、警察等は講習会等の講師とかに来ていただけるということですので、どういった機会にそういうことをやればより効果的なのかといったところは、また研究させていただければと思います。

あと、防止カメラの補助につきましては、11月12日の閣議決定、今年度の臨時国会での補正予算でのお話であったと思うのですが、そういった話が出ているということは、こちらも承知しております。また、その動向を見ながら、町としても活用できるものがあれば活用していければというふうに思っておりますので、そちらはまたちょっと国会の予算の状況等を見て研究させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔「青色回転灯」と言う人あり〕

○総務課長（染野和明君） すみません。それで、青色回転灯なのですが、実際は警察の講習を受けた方でないと青色パトロールカーというのは乗れないものでして、職員で何名か、私もそうなのですが、青色パトロールができる講習会を受けておまして、一応公用車に1台、青色のパトライトがつけられる車を用意してありまして、職員が町内等へ出るときとかに、それを使って回っているときもあるのですが、なかなかお目にかかれないかと思っておりますので、またちょっとその辺は、改めてよく回るように指示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、先日回覧が回ってきて、この中に秩父警察のほうで、要するにそういう防犯について3つばかりあったのですが、字が細かくて、残念ながら高齢者にはよく分かりにくいと。そんなふうなものを例えば特殊詐欺ではなくて、要するに闇犯罪ですよね、あれバイトではないですよね。なんかについてもし遭遇したときに、どういうふうにしたらいいというのを書いてありましたので、あんなのもっと大きく町で周知してくれるとうれしいのですが、

ちなみに、秩父管内で10月幾日までだったかな、特殊詐欺は5件起きているそうです。被害額は4,167万円だそうです。埼玉県は、人口10万人当たり刑法認知件数が677.3件で、全国5位と非常に高いということです。先ほど言いましたが、田舎では大丈夫だろう、治安がいいからというのが成立しなくなったということを念頭に置いて、ぜひ防犯対策をお願いしたいと。答弁は結構です。

次に移ります。農林業活性化について産業観光課長にお伺いします。当町の農業は、ブドウやイチゴに代表される観光農業と少量多品目栽培である自給的野菜の生産と販売などが主で、林業に関しての生産額はほとんど皆無であります。このまま農地や山林の荒廃が進めば、風光明媚な長瀬の景観が失われるばかりでなく、鳥獣被害も拡大し、さらに農林業への意欲が失われるおそれがあります。町として、農業や林

業など第1次産業の活性化を今後どのように推進し、特産品創出等による地域おこしの実現に関してどのように考えているのか、次の点についてお伺いします。

1、町内における農林業の現状把握と今後の展望についてどのように考えておられるのか。

2、新たな特産品の創出と普及について、これについてどう考えておられるのか。

3、農業及び林業に特化した地域おこし協力隊を活用し、農業振興や林業産業を再生することでまちおこしにつながるのではないかと思うが、どのように考えているか。

4、生産品の販売拡大と支援の実施について、町はどのように考えているのか。

以上についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の農林業活性化についてのご質問についてお答えいたします。現在、林業経営体は町内には一件もない状況となっておりますので、農業者についてお答えさせていただきます。

まず（1）、町内における農林業の現状把握と今後の展望について、町はどのように考えているのかについてお答えいたします。農林業センサスによれば、長瀬町の農家数は、平成27年は自発的農家数が269戸、販売農家数が52戸で、令和2年はそれぞれ245戸、40戸となっており、やや微減している状況でございます。また、農林水産省の市町村別農業産出額推計によれば、長瀬町の年間農業産出額は、平成30年が約1億円、令和元年が約9,000万円、令和2年、令和3年、令和4年がそれぞれ8,000万円と減少傾向にありますが、ここ数年は約8,000万円と推移しております。

今後の展望ですが、長瀬町は地形上の制約から集団農地適地が少なく、耕地面積にも限りがございます。そして、農業においても人口減少や高齢化の影響で、その経営は年々厳しくなっているものと考えております。そうした状況にあっても、農業生産者の中には意欲ある後継者の方や、新たに農業を始める移住者の方なども出てきております。厳しい状況ではございますが、町としては意欲ある農業者の活動に期待をしてみたいと考えております。

なお、町といたしましても、それぞれの農業者の状況に寄り添って、県とも連携しながら今後も農業者の支援に取り組んでまいります。

次に、（2）、新たな特産品の創出と普及について、町はどのように考えているのかについてお答えいたします。町では、平成25年度から長瀬町地域特産品開発補助金を用意して、農業者の特産品開発を支援してまいりました。平成25年度から29年度までの5年間で3人の農業者の方にご利用いただき、ブルーベリースムージー、イチゴジャム、和紅茶が創出され、現在も販売されております。令和4年度からは、長瀬町農業振興支援事業補助金として、引き続き農産品創出の支援メニューを用意しておりますが、その後の利用は途絶えている状況でございます。一方、県では令和3年度から埼玉県農山漁村発イノベーション等整備事業、いわゆる6次産業化支援制度を設けて農産品創出の支援を充実、強化してきております。

町といたしましては、意欲ある特産品の創出と普及に取り組む農業者の方には、引き続き相談や情報提供など必要な支援に努めてまいります。

次に、（3）、農業、林業に特化した地域おこし協力隊についてお答えいたします。地域おこし協力隊の任期は3年となっており、その後は自身で自ら生計を立てていく必要がございます。さらに、農業の場合は必要な農地の確保といった課題もございます。したがって、農業では、いわゆるゼロからのスタートで地域おこし協力隊を募集するのはなかなか難しいのではと考えております。

一方、国においては地域おこし協力隊に限らず、就農準備や経営開始のための資金交付など、新規就農に係る様々な支援策が用意されております。そこで、町といたしましては就農意欲のある農業者に対して積極的に支援していくとともに、後継者に課題を感じている農業生産者や農地保有者の中で、外部でも託せる人がいればなどの相談があった際には、相談内容に応じて適切に検討してまいりたいと考えております。

最後に、(4)、生產品の販路拡大と支援の実施についてお答えいたします。農產品の販路開拓、加工先にはJAへの出荷、卸売市場への出荷、直売所での販売、スーパーなどの小売店での販売、ネット販売などがございます。販路先に応じて求められる生産量や品質、価格設定のほか、通年取引なのか、時期取引でも可能なのか、また手数料の有無なども異なり、農業者といえども経営を踏まえた具体的な販路先との協議が重要なポイントになると思われまふ。現在のところ、そうした販路先との協議に当たっての支援のお声は伺っておりませんが、相談があった場合には適切に対応してまいります。

なお、6次産業化による新商品開発や販路開拓の場合には、県でサポートセンターを設置し支援を行っております。相談内容などによっては、そうした情報提供にも努めてまいります。

以上でございます。

〔「1点だけ。重要なことなので」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也議員。

○5番（村田徹也君） それでは、時間で申し訳ないのですが、1点だけ。

農業センサスとか農業委員会の農地調査で、私は知らなかったのて見てみると、2号遊休農地というのは、何かこれ荒廢農地に当たると国のほうでしているのです。ということは、家庭菜園とか自家栽培農家というのは、これは2号遊休農地になっているようなのです。だから、このことは後でもいいですから、そうなってくると全国の耕作放棄地が今11.85%となっているのです。だから、そのところを長瀨町ではほとんどが、要するに耕作放棄地になってしまうのではないかなというところがあるので、後で調べていただいても結構ですから、お伺いしたいと。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

長瀨町商工会の長瀨は日本一安全宣言についてですが、先ほど7番議員と重複する部分もあるかと思いますが、私なりに質問しますので、答弁のほうをお願いいたします。

東日本大震災から約13年が経過しましたが、この間様々な自然災害が全国で頻発し、今年1月に発生した能登半島地震は記憶に新しく、全国民が再度恐怖に陥られたところでもあります。このような中、長瀨町商工会では、長期間に及ぶ地質研究と多くの研究機関からの意見を集約して日本一安全な町の根拠を示し、本年9月24日に日本一安全な町だとする画期的ですばらしい宣言を行いました。このことについて町として今後どのような対応を考えているのか、次の点について伺います。

1つ、町は、この宣言について商工会からは事前に報告、相談があったのか。

2つ目、町は、この宣言についてどのように思っているのか。

3つ目、町は、この宣言に対して今後どのように対応するのか。商工会と連携して、企業誘致や移住促進事業を展開していきたいと考えているのか。

以上3点お伺いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の長瀬町商工会の長瀬は日本一安全宣言についてのご質問にお答えをいたします。

まず（1）、町は、この宣言について商工会からは事前に報告、相談があったのかについてお答えをいたします。今年の7月に、商工会会長と日本一安全な町宣言検討委員会の委員5名が来庁され、私と副町長が事業の状況報告を受け、意見交換を行いました。

次に、（2）、町は、この宣言についてどのように思っているのかについてお答えをいたします。長瀬町商工会では、何年も前から専門家に依頼し、研究を重ね、貴重な学術的意見をいただき、長瀬町が自然災害などの被害が起こりにくい地域であることを確認し、日本一安全な町宣言するに至ったとのことでございます。これによって、企業進出や移住定住の増加に結びついていただけたらありがたいと思っております。

次に、（3）、町は、この宣言に対してどのように対応するのか。商工会と連携して、企業誘致や移住促進事業を展開していきたいと考えているのかについてお答えをいたします。商工会からは、長瀬町日本一安全な町宣言に向けたアクション案をいただいております。このアクション案には、今後の活動や方策が示されておりますので、町としてどこまで連携できるか引き続き検討してまいります。

なお、町が日本一安全な町を前面に出して企業誘致や移住促進事業に取り組んでいくことはできかねますが、このタイミングを捉えて、それぞれの事業の充実、強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 7番議員のときと同じような答弁で、なかなかはっきり宣言に対して、今は町は本当に慎重になっていると思われる答弁だったと思います。

商工会も長年地質研究を進めまして、多くの機関、いろいろな方々の意見を集約して5つの安全な町の根拠を示した。長瀬町の将来のために宣言をしていただいたところでございますが、特に自然災害など災害が起こりにくい地域として広く宣言することは、今後、先ほど町長が申し上げました企業誘致や、また移住促進に大変な効果があるのではないかと思います。

企業誘致では、今都内、東京を中心にある多くの企業、それが全て移転ではなく、先ほど7番議員もおっしゃいましたが、企業の大事な、重要な資料、その保管庫、その一部でも長瀬へ移転をしていただく。また、移住等で検討している方々、県内外にいると思います。町のホームページを見まして、自然豊かで観光地でもあり、さらに安全な町を宣言しているということに、長瀬にさらに魅力を感じる方もいるかと私は思っております。しかし、今後もし町が一緒になってやっていただくということになっても、商工会自体、本当に財政的には厳しい状況でありまして、町とタイアップをしていかなければ当然できないと伺っております。せっかく練りに練ったこの宣言、新聞報道もされました。安全な長瀬、多くの企業や県内外の長瀬ファンの方々に広くPRしなければ、本当に無駄になってしまうと私は思います。

再質問ですが、どうか町としましても慎重審議いただきまして、この宣言をもっと公にPRができるようお願いをしたいと思います。何とか今後もこの画期的な宣言、町全体で盛り上げていくための協議をしていただくよう、ぜひ町長、そのことはお答えをお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、1番議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

近年、日本各地で大きな災害が多発している状況にあり、絶対に安全という保証はありません。こうしたことから、自治体である町が日本一安全な町をPRするという事は適当ではないと考えております。

アクション案については、検討していく中で商工会と話し合い、連携やサポートができるかを考えていきたいと思っております。先ほど7番議員に申し上げましたけれども、町のほうにはそうした企業ですとかの問合せはございませんが、商工会のほうにはそうしたお話も来ているようでございます。その中で、副町長と適当な土地があるかどうか、先日町全体を見回してまいりました。その中には、ここなら適当ではないかな、使えるのではないかなという思いがいたした土地もたくさんございました。ただ、地主さんもいることございますので、もしそういうお話がございましたときには、町でも動かさせていただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 鈴木です。答弁いただきました。町長、ぜひお願いいたします。

この宣言、全面的に協力、支援を町のほうでいただきまして、私の考えとしましては、いずれは役場の前の国道沿いに日本一安全な町長瀬という大きな看板を立てて、PRできるように私は希望します。

以上、2つ目の質問は後で。

〔質問までしちゃって〕と言う人あり〕

○1番（鈴木日出男君） 2の町の選挙投票所の設置について、質問を総務課長にいたします。

町は現在、第1投票所から第5投票所まで定めまして、選挙の際に投票所を開設しまして投票事務を行っておりますが、この投票所の設置場所に関して、次の点についてお伺いをいたします。

1つ目、井戸風布地域の投票所は駐車場が狭く、傾斜があり大変危険な場所であると感じます。投票に来られる方々の安心安全を考慮し、地域住民の方々の了解を得ることで井戸上郷区内の農村センターを投票所にしたほうがよいと考えますが、町は変更する考えがあるかお伺いします。

2つ目、岩田区の住民から第3投票所、これは樋口だと思いますが、距離的に遠く、岩田地内に投票所の設置をしてほしいと要望がありますが、今までなぜ投票所の設置をしていなかったのか。住民サービスのためにも設置する考えはあるのか、伺います。

3つ目ですが、町では昨年度、補助金を活用して投票用紙計算機を購入してきましたが、選挙で使用する特殊な機器であるため、1年以上使用しないような場合もあると思います。メンテナンス等で定期的に作動確認は行っているのか、他の用途で使用できれば動作不良の確認ができると思います。

以上3点についてお伺いします。

○議長（岩田 務君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず（１）、井戸風布地域の投票所の変更の考え方についてお答えいたします。去る９月に選挙管理委員と事務局職員で、農村センターを現地確認させていただきました。議員からご指摘の課題につきましては、以前から選挙管理委員会におきましても懸念しており、このたびの現地確認で改めて農村センターを新たな投票所の候補地として検討していきたいと考えているところでございます。現在、投票の際の動線はどうか、段差の支障がないかなどにつきまして検証を進めているところでございます。この検証結果を踏まえ、今後行政区とも相談しながら、投票所の変更を進めてまいりたいと考えております。

次に、（２）、岩田区への投票所の設置についてお答えいたします。町では、平成17年５月30日付長瀬町選挙管理委員会告示第16号により、公職選挙法第17条第２項に基づき５つの投票区を設けております。これは、昭和44年の旧自治省選挙部長通知による基準に基づき、５つの投票区に分けたものと承知しております。

ご質問の岩田区につきましては第３投票区とされ、現在樋口地区コミュニティ集会所を投票所としております。第３投票区の選挙人名簿登録者は1,050人、道のりは投票所からおおむね３キロメートルの範囲内に含まれており、他の投票所と比較しても特段の不均衡は見られません。また、仮に投票所を設置するとなると、所要の人員や経費も必要となります。したがって、現状では新たに投票所を設置することには慎重にならざるを得ませんので、ご了承賜りたいと存じます。

最後に、（３）、投票用紙計数機のメンテナンスや動作確認、他の用途での使用につきましてお答えいたします。投票用紙計数機を含む選挙で使用する備品につきましては、各種選挙の執行前に専門の業者が動作確認と、必要に応じてメンテナンスを依頼し、選挙事務に支障がないよう努めております。

なお、国の補助を受けて購入した備品につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の適用を受け、他の用途への使用制限がかけられております。当該備品をどのように他の用途に使用した場合に使用制限に抵触するかについては、個々の事例で判断されるものと承知しております。したがって、選挙用備品を選挙に支障のない範囲で使用すべきではないかとのお尋ねにつきましては、慎重に考えたいとの答弁にさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩田 務君） １番、鈴木日出男君。

○１番（鈴木日出男君） １番、鈴木です。総務課長から答弁をいただきました。

１つ目の投票所の変更についてですが、井戸の中央部にあるということ、多分井戸中郷区の井戸風布地区コミュニティ集会所ですか、あそこが最適ではないかということで、今まで長年そこが投票所として設けられたと思います。先ほど答弁にもありました。町でもご存じのように本当に駐車場が狭く、傾斜地であり、多くの車両がちょうど前の県道を通過しております。今まで事故がなかったのが本当に不思議だなと、あってからでは本当に遅いので、ぜひ早期に井戸上郷区農村センターに投票所の変更をお願いしたいと思います。しかし、長年行ってきた投票所であります。どうか井戸下郷区、また井戸中郷区、風布区の区長さんをはじめ、多くの住民の人のご理解もいただかねばならないと思いますので、慎重にお願いしたい。今の車社会、大体車で来ると思います。上郷のほうへ行きますと、ちょうどあそこから500メートルぐらい南のほうへ場所が移動するということになりますけれども、何とか車社会の中でご理解をいただけるのかなと思いますが、どうか慎重に、また検討をお願いしたいと思います。

２つ目の岩田区の関係です。新設の件ですが、住民の方から、同じ荒川の右岸で、井戸にあって何で岩

田にないのだというお話を、ちょうど面積も、大体私が測ったらサイドからサイドまで2キロなのです。岩田も2キロ。地形も同じようなところということで話がありました。高齢者も多くなって、今後行われるいろいろな選挙でも、ぜひ岩田区に新設すれば住民サービスにもなり、また投票率のアップにもつながるのではないかとということで、矢那瀬地区にもあるのだから、ぜひお願いしたいという意見もございました。

また、投票所の設置について、いろいろ目安とか規定とかあるみたいなのですが、あとは役場の職員の数、いわゆる係員の確保が大変難しい場面もあるかと思っておりますけれども、ちょっと私が思うに、ここで再質問なのですが、投票所の新設となると、やっぱり係員が不足ということになります。この係員を町民の方々に業務委託はできないかと質問します。私も長年個人的に投票所の係員を務めてまいりました。投票所の投票管理者や庶務担当、それについてはもちろん役場の職員でなければなりませんけれども、投票所に入場して受付、名簿対照係、次が投票用紙の交付係ということになりますけれども、この2つの係は一般町民からの公募で面接をして、当然個人情報の関係もありますので、係員の心構え等研修を十分に行えば、係員として採用して大丈夫ではないかなと私は思います。

このような選挙事務を町民に従事してもらう、何かそれには規制があるのか、あるいはそういうことが可能なのか。全国的にも、係員を一般公募で募集して選挙事務に携わる、そういうような事例があるのかどうか、その点ちょっとお伺いします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、鈴木議員の再質問についてお答えいたします。

井戸風布地区の投票所変更につきましては、議員のご指摘のとおり慎重に進めさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

また、岩田地区の投票所新設につきましては、先ほどの旧自治省の通知の基準ですと、おおむね投票所から3キロメートルの範囲内に設置するようということでございまして、井戸風布地区につきましては風布地区の方がいらっしゃいますので、風布地区の方を保健センターのほうにしてしまいますと3キロ以上になってしまうところもありますので、井戸のほうにはいい投票所があるというふうに考えておりますので、ご了承いただければと思います。

また、最後に、投票事務を町職員以外の者に委託することができないかという点についてお答えさせていただきます。ここ数年、選挙当日の投票事務、選挙事務に従事させることを目的として、職員以外の方を会計年度任用職員として採用して従事させたことはございません。しかしながら、国政選挙など期日前投票の期間が長い選挙におきましては、期日前投票の事務を会計年度任用職員にお願いしていることはございますので、投票日当日の業務も会計年度任用職員に従事させることは制度上の問題はございません。

議員がおっしゃるとおり、選挙事務は間違いが許されない業務であり、個人情報も取り扱う業務になりますので、事前の指導等をしっかり行うことは重要となります。また、今回の衆議院選挙のように、急な解散により町の行事と重なり、職員が人手不足となるようなことは今後もあり得ることとございます。今後、職員以外の方を投票事務に従事させる方法については、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、選挙事務を会計年度任用職員の採用や人材派遣会社からの派遣などで対応している事例は、全国的にもあるというふうには聞いてございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。本当に、この間は衆議院選挙のときは消防団の点検があったり、それは消防団の点検が先に決まっていたことですので、しょうがないと思うのですけれども、そういうふういろいろなイベント、事業にぶつかることがあるというふうに、今後は本当に係員を見つけるのが大変なときもあるかと思しますので、ぜひこちらについても検討のほうをお願いしたいと思っております。

あと、3番の投票用紙の計算機については、選挙がないときは本当に1年以上使わないこともあるかと思えます。何とかメンテナンスを十分行って、その点をお願いしたいと思います。

では、私のほうで3つ目の質問に入らせていただきます。3つ目が、多世代ふれ愛ベース長瀬でのイベントと利用について、健康こども課長にお伺いします。世代間交流や子育て支援、シニア世代のふれあいの場など、様々な事業で活用する施設としての多世代ふれ愛ベース長瀬で11月17日に実施された子育て応援フェア、参加されていた幼児の楽しそうな笑顔を間近で拝見でき、私自身も非常にうれしく、元気をいただきました。このイベントの状況や今後の施設の活用についてお伺いします。

1つ目として、この子育て応援フェスタ、これまでの間の開会した数、またイベント開催によって今回町の費用負担、どのような程度生じたのかお伺いします。

また、子育て応援フェアの参加者、これは町長の挨拶にもあった217名ということをお伺いしておりますので、結構です。ただ、その中で私もお伺いしてアンケートも出しました。アンケートの感想等、どうだったのかお伺いしたいと思います。

あと、このイベントは今後も継続して実施する予定でいるのか。

4つ目ですが、施設を利用した方から、すばらしい施設だが、日曜日や祝日が閉館なのは残念であるという意見がありました。日曜や祝日の開催を実施する予定、今後あるのかお伺いします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 鈴木議員の多世代ふれ愛ベース長瀬でのイベントと利用についてのご質問にお答えいたします。

まず（1）、子育て応援フェスタの開催数と町の費用負担についてお答えいたします。子育て応援フェスタは、今回が初めての開催でございます。そのうち約3分の2は、国の子ども・子育て交付金及び県の地域子育て支援拠点事業費補助金を活用しております。町の一般財源は8万7,000円でございます。

次に、（2）、子育て応援フェスタの参加者とアンケートの感想についてお答えいたします。参加者数は先ほど町長の挨拶にもありましたように、来訪者は217人、関係者は50人ございました。アンケートの有効回答数でございますが、90件でした。回答結果の集計では、例えば多世代ふれ愛ベース長瀬を利用したことがあるかについては、77%の69人が利用したことがあるとの回答でした。また、今後も子育て応援フェスタを継続すべきかについては、「はい」を選択した方が65人、「いいえ」はゼロ人、無回答が25人でした。自由記載の感想では、地域の皆さんと楽しく交流できてとてもよい時間だった。急に参加させていただいたが、皆さん温かくてとても楽しかったなど、ほぼ肯定的な意見でした。

次に、（3）、今後の実施予定についてお答えいたします。町といたしましては、アンケート結果を踏まえ、来年度の予算編成の中で継続の可否を検討してまいります。

次に、（4）、日曜日や祝日の開館についてお答えいたします。平成30年4月に多世代ふれ愛ベース長瀬を開設した当初は、水曜日を休館にして日曜、祝日を含む木曜日から火曜日を開館日としておりました。しかし、日曜、祝日の利用者が少なかったことや平日の利用希望が多かったことから条例改正を行い、平成31年4月から月曜日から土曜日を開館にして、日曜、祝日は休館日にするとしてとらざるでございます。

こうした経緯もございますので、日曜、祝日の開館につきましては、利用者の声も伺いながら慎重に検討させていただきたいと考えております。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。私もふれ愛ベース長瀬、いろいろ平日にリズム遊び、またはフラダンス教室、今まで何回も視察をさせていただきました。多くの幼児から中高年の方々も、本当に楽しそうに利用しているなど感じたところでございます。

12月の町の広報を見たら、最後のページに子育て支援事業レポート、今回のイベントの総括が記載されておりました。この子育て応援フェスタ、今回初めての試みでありまして、健康こども課長をはじめ、試行錯誤でどうか多くの方々に来ていただけるのか大変不安だったと思いますが、初回であれだけ盛り上がり大成功でしょうと思います。その中で、再質問なのですけれども、今回子育て応援フェスタの周知ですけれども、町の広報にも掲載はなかったかなと思います。また、チラシは毎戸回覧で行ったと聞いておりますが、やはり広報に載せるか、広報の中に折り込みチラシ、毎戸、町民の方々に周知させたほうがいいと思いますが、その点どうかお伺いをします。

あと、4つ目の日曜開館の件ですが、私が聞いたのは、町外にいる息子さん夫婦がちょうど不規則な勤務のため、日曜日によくおばあちゃんの家にお孫さんを連れてきて、おばあさんが見て遊ばせているそうです。そうすると、天気の良い日は外で遊ばせる。しかし、雨の日などは本当にどこにも連れていくところがないということで、今回初めてこのフェスタに来て、いい施設だなと、こんなにいい施設があるなら、ぜひ日曜も開館していただきたいという声を2件私は聞いたわけでございます。中では、施設で絵本を見たりしながら過ごせるといふことで、そのおばあちゃんもこの間初めて来たそうですが、大変好評でございました。ぜひ人件費等の関係もあるかとは思いますが、どうかシルバー人材センター等に留守番等の管理業務、そういうのを委託できないか、その点についてもお伺いをします。

あと、外の広場の遊具が何しろ少ないと私は思っております。どうか予算計上して、遊具を増設できないかについてもお伺いします。

あと1点、この間12月7日の名勝及び天然記念物の式典で、初めて私とろにゃんに行き会いました。大変かわいいマスコットができたわけでございますが、今回ちょっと間に合わなかったかなとは思いますが、次回からはぜひ公式マスコットとろにゃんに来ていただいて、にぎわいをさらにつけていただきたい。そして、このイベントに関わりなく、いろんな町のイベント、行事がございまして。そこにもどんどんゆるキャラを出してPRしながら、イベント等を盛り上げていただければと思います。

そのような中で、4点ほどちょっとお伺いをします。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 鈴木議員からの再質問にお答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、フェスタに関する広報についてでございますけれども、広報には11月号の広報の最終ページ、今回ふれあいフェスタの記事も載せていただきました。子育て支援事業レポートのところに、少し少なかったのですけれども、掲載をしておりました。あとは、回覧のほうでも周知はしたのですけれども、毎戸ではなく回覧ということでしたので、見ると手元には残らず、次から次回回っていったかと思っておりますので、高齢者の方たちには、手元に回覧物が残らなかったということで、ちょっと伝わりにくかったかなというふうには感じております。あとは、子育て支援事業の際にはお知らせをしたり、あと小学校、中学校へは個別で配布のほうを教育委員会のほうからさせていただきました。

そういった点では、全員の方に伝わりやすかったかという点、ちょっと反省点はございますので、次年度開催することとなった場合には、毎戸の配布のほう、きちんと手元に残るような配布の仕方をできたらなというふうに考えております。

次に、日曜、祝日の開館についてということでございますが、現在シルバー人材センターへの管理委託については、土曜日を施設管理ということで委託を行っております。月1回日曜日に清掃業務ということで委託をしているのが現状でございます。開館するに当たっては、こういったシルバーの委託業務のほか、施設のメンテナンス面や利用者の声など、幾つかに考慮する点があるかと思っておりますので、慎重に検討していきたいと思っております。

3点目は、外の遊具が少なく、少し寂しいのではないかとございまして、外の遊具については現在増設を計画しております。予算編成の中で検討していきたいというふうに考えております。

最後、4点目ですが、ゆるキャラのところにゃんをイベントのほうにも登場させるのはどうかということでございまして、先ほど鈴木議員がおっしゃっていただきましたように、ちょっと子育て応援フェスタのときには間に合いませんでしたが、案内のチラシ等には、できる限りとろにゃんのイラストを入れさせていただきまして、チラシを作成したり案内を作らせていただきました。着ぐるみのほうも完成いたしましたので、次年度フェスタを開催する際には活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 鈴木です。いろいろ答弁をいただきました。とろにゃんも、実際見たほうがかわいいです。やっぱりああいうのに子供に触っていただいたりしながら、そういうのが一番いいと思います。本当にポテくまくんに負けないようにしましょう。

そんなわけで、今私がした日曜日の関係も、ぜひ土曜日もやっているの、日曜もついでと言っては失礼ですけども、何とか予算を考えて、週1回の清掃の日を除いた日曜日の日を開館ということで検討をお願いしたいと思います。

あと、遊具についても今後充実させていただくということでございまして。いろいろ検討課題を与えましたが、ぜひ今後十分に協議をして、また施設の活用についていろいろ検討していただきたいと思、私の一般質問を終わりにします。

○議長（岩田 務君） 次に、2番、板谷定美君の質問を許します。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

ふるさと長瀬応援寄附金について町長にお伺いいたします。町の発展及び活性化を図るには、ふるさと長瀬応援寄附金は非常に重要と考えます。この寄附金について、次の点についてお伺いいたします。

1番、ふるさと長瀬応援寄附金条例第2条に、目的を達成するための事業が定められているが、現在どのような事業に寄附金を活用しているのか。また、今後どのような事業に寄附金を活用する予定なのかお伺いいたします。

2番目、返礼品は地場特産品の広報に活用できると思っておりますが、現在長瀬町の返礼品は何種類登録して

あるのか。また、特に人気のある返礼品はどのようなものなのか教えていただきたいと思います。

3番目、返礼品のないふるさと納税を実施している自治体もあるが、長瀬町は実施する考えはないのかお伺いいたします。

4番目、ふるさと長瀬応援寄附金を積極的に推進する必要があると思うが、今後どのように推進して寄附金を増やしていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、板谷議員のふるさと長瀬応援寄附金についてのご質問にお答えをいたします。

まず（1）、ふるさと長瀬応援寄附金を現在どのような事業に活用しているのか。また、今後どのような事業に寄附金を活用する予定なのかについてお答えいたします。本町では、一旦いただいた寄附金をふるさと長瀬応援基金へ積み立てております。その後、町が掲げる町民の健康増進と福祉の向上、産業振興と観光地づくり、生活環境の整備と防災体制の充実、教育活動の充実と男女共同参画推進、町民と行政の協働によるまちづくりの5つの目標を達成するため、必要な事業へ活用することとしております。令和5年度は、マスコットキャラクターとろにゃんの商標調査及び出願事業に活用したところでございます。また、令和6年度は長瀬地区公園への遊具整備事業に活用するとともに、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業などに充当することとしております。今後も町が掲げる目標を達成するため、効果的な運用を行ってまいります。

次に、（2）、現在長瀬町の返礼品は何種類登録があり、特に人気のある返礼品はどのようなものかについてお答えいたします。まず、返礼品の登録数でございますが、令和6年11月末時点で161種類を国から承認をいただいております。特に人気のある返礼品でございますが、令和5年度における寄附総額が最も高かった返礼品は、ちちぶ山ルビー2キログラムでございました。

次に、（3）、返礼品のないふるさと納税を実施している自治体もあるが、長瀬町では実施する考えはないのかについてお答えをいたします。ふるさと納税には、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域、これから応援したい地域に力になれる制度という趣旨がございます。この趣旨に特化した返礼品なしのふるさと納税に取り組む自治体もございます。例えば被災地支援のふるさと納税がございます。そのほか、特定の施策や事業に賛同者を募る返礼品なしのふるさと納税を行う自治体も出てきております。現在、町ではそうした形でのふるさと納税の募集を行っておりません。町へのふるさと納税寄附額は、他の市町村との比較ではまだまだ額も小さいため、まずは引き続き返礼品を用意したふるさと納税をご案内してまいります。返礼品なしのふるさと納税は、町への寄附額の推移や他市町村の取組状況を踏まえて慎重に検討を進めてまいります。

次に、（4）、ふるさと長瀬応援寄附金を積極的に推進する必要があると思うが、今後どのように推進し、寄附金を増やしていくのかについてお答えいたします。ふるさと長瀬応援寄附金を積極的に推進し、寄附金を増やしていくためには、返礼品の拡充と寄附の受付窓口となるふるさと納税ポータルサイトの充実が重要になると考えております。返礼品につきましては、令和2年12月時点での46種類から、現在は161種類に増加してきております。同様に、ふるさと納税ポータルサイトは3社から7社に増加してきております。こうしたことから、ふるさと長瀬応援寄附金による寄附額は、令和2年度の1,331万1,000円から、令和5年度の2,732万4,000円へと増加いたしました。今後も町の魅力を最大限アピールし、寄附金の増加に努めてまいります。

○議長（岩田 務君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） ご答弁ありがとうございます。1番目の返礼品については、一応ネットショッピング化されたような状況も考えられますが、町の地場産のPR手段としても活用できると思いますので、今後とも、161種類からいろいろまだあると思います。どんどん増やして行って、逆に返礼品を活用したふるさと長瀬応援寄附金を増やして、少しでも財政のプラスにしていきたいなというふうに思うのですけれども、その辺あたりはどうかお聞きしたいと思います。

それと、寄附金条例では、寄附者の意向に沿って活用することになり、町の発展及び活性化等を図りますが、行政報告書では、そういう運用状況は見られていないような気がいたします。寄附者の意向を反映するとは思えないような状況ではないかと思えます。この前の小中学校だよりは、町からの寄附金者に対してお礼と、それと活用状態を報告しております。町としてもこのようなことは必要と思いますが、ふるさと納税をされた方に、このような形で使っていますとか、やっぱりお礼を兼ねてそういうような形のものを発信されたほうがプラスになるのではないのかなという気がいたします。できれば、そういう方が、ああ、私のお金はこういう具合に使われているのだということが分かれば、なおさらまた増えるような感じがすると思います。

厳しい町の財政状況でございますので、このふるさと納税の寄附の拡大は、本当に必要不可欠だと思いますので、真剣に取り組んでいただきたいと、そういうふう感じております。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、板谷議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、順次返礼品は増やしてきております。今後また商工会とも相談をいたしまして、返礼品の増加に取り組んでまいりたいと思います。これは私個人の考え方ですけれども、板谷議員の行っております事業、そういうのも出していただけたら非常にありがたいなと思っておりますので、ぜひそんなところもお考えいただけたらありがたいなと思っております。

また、寄附をいただいた方に、こういう事業に使いましたという、そうしたお礼の手紙を出しているのかということですが、そちらにつきましても、当然そういうことも今後取り組んでまいらなければならないと思いますので、また相談させていただきます。

以上です。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 質問します。まず、町民課長に、マイナンバーカードの健康保険証利用についてお伺いします。

国が推進するマイナンバーカードとマイナ保険証について、長瀬町の状況と考えについて、次の点を伺います。

長瀬町のマイナンバーカードの取得者は現在何人で、取得率はどのくらいか。

(2)、長瀬町のマイナ保険証登録済みの方は現在何人で、利用率はどのくらいか。

3、マイナンバーカードを取得していない町民もまだ相当数いるようだが、政府はマイナ保険証をお持ちでなくとも、これまでどおりの医療をあなたにと掲げており、なくても問題はないのかのように感じる。今後、取得しないことによる弊害は生じないのか。弊害があるなら早期に取得を促す必要があると思うが、町はどのように考えているのか伺います。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、大島議員のマイナンバーカードの健康保険証利用についてのご質問にお答えいたします。

まず（1）、長瀬町のマイナンバーカードの取得者は現在何人で、取得率はどのくらいかについてお答えいたします。令和6年10月末現在のマイナンバーカードの取得状況でございますが、人口6,385人に対しまして、取得保有者4,718人で、取得率は73.9%となっております。

次に、（2）、長瀬町のマイナ保険証登録済みの方は現在何人で、利用率はどのくらいかについてお答えいたします。町では、マイナンバーカードのデータは保有しておりません。また、町が医療保険者となっている国民健康保険や、町が事務手続を行っている後期高齢者医療保険につきましては登録状況を把握しておりますが、民間の会社員が加入している社会保険や、公務員が加入している共済組合の登録状況は町ではデータを保有しておりません。したがって、マイナ保険証の登録数、利用率につきましてはお答えできる状況ではありませんので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、（3）、今後マイナンバーカードを取得しないことによる弊害は生じないのか、弊害があるなら早期に取得を促す必要があると思うが、町はどのように考えているのかについてお答えいたします。12月2日より、マイナ保険証を基本とする制度に移行し、新たに健康保険証を発行しないこととなりましたが、現在お持ちの健康保険証は、有効期限があるものは有効期限まで、有効期限のないものは令和7年12月1日まで使用することができます。また、健康保険証を紛失してしまった場合や、マイナンバーカードをお持ちでない場合などには資格確認書が発行され、従来の健康保険証と同じように使用することができます。

大島議員が懸念されておりますマイナンバーカードを取得しないことによって医療が受けられないなどの弊害が生じることはございませんので、ご安心いただきたいと思っております。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 長瀬町のマイナンバーカードの取得者は現在4,718人ということで、73.9%ということだけれども、この73.9%というのは、2万ポイントですか、それをもらえるというので、どんどんもらったほうがいいよというので、意味が分からなくてやっていた町民の方も多いですけれども、それでよかったわけですが、河野太郎さんが一生懸命、躍起になって、するのだ、するのだというので、私なんかもよく熟慮してからやったほうがいいのではないのと思っていましたけれども、これでどんどん進んでいきました。だけれども、今度は河野さんが辞めてしまったからというので、トーンが随分下がって、これを取らなくては駄目だというのが、今度はマイナンバー保険証をお持ちでなくても大丈夫ですよと政府のトーンが変わってきました。ですから、これからまたどういうふうにするか分からないのですけれども、マイナ保険証、私も12月2日、この間も医者に行きましたけれども、普通の保険証を持っていきました。だから、そこのところで作るのはまだもう少し待ってみようかなと、よからぬ考えですが、それをそういうふうにしたのですけれども、このマイナ保険証が何もかもに、貯金だとか何かいろいろなものに合併ではないのですけれども、それをすることになってきますと、幾らも貯金がないのに、10万円ぐらいしかないのに怖いという感じも、貧乏人はそう思うわけですので、そこのところはどうい

うふうでというのですけれども、これ見ますと取得していなくても、お持ちでなくてもということなので、これは様子見というので、今まで持たない方はそのまま少し様子を見て、そしてやったほうがいいのだよねという話をしているわけなのですけれども、これは町のほうでは、国のほうの、それがいいのですよ、いいのですよと言うから、別に強制はしなくて、それからこの間医者に行ったのですけれども、医者も保険証で、あとは受付のところちょこっとあったのですけれども、事務の職員さんも何も言わなくて、はいはいというので、今までの保険証で済んだわけなのですけれども、これについては国の準則ではないけれども、国でやっていることだからというので、町はどういうお考えなのだから、それを聞きたいと思いません。すごく難しい問題だいな。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードにおきましては、つくる、つくらぬにつきましては個人の判断といいますが、つくらぬ方もいらっしゃいますし、つくる方もいらっしゃいます。また、マイナンバーカードにおきましては、昨今報道にも多少出ているかと思うのですけれども、免許証も入れるようなことができるみたいな報道もされておまして、マイナンバーカードを利用する場面というのは、近年どんどん増えていくような状況でございますが、それによってマイナンバーカードを持っている、持っていないで何か弊害があるということはないと思しますので、そこら辺はご自身でご判断いただきたいというふうに思っております。

また、いろいろなマイナンバーカードも利用できまして、紛失されるという方も中にはいらっしゃいます。もし紛失されましたら警察等にご連絡いただきまして、マイナンバーカードの専用のフリーダイヤルもございますので、そちらのほうにお電話いただきまして、役場のほうで手続きいただければ、またすぐに発行できるような体制は整っておりますので、ご理解いただきたいと思します。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 座ってから、いいですか。

〔「もうちょっと落ち着いて」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） だって、あと2人だけだから。早く終わりにしてということなのですけれども、マイナンバーカードをなくしたときにはどうするのですかと言うでしょう。そうすると、今までは2日もかかるのだよねとか、3日もかかるのだよねという話も聞いていたわけなのです。ですから、こんなのいいよな、保険証だけでいいのだから少し様子見よう、様子見ようということはあるのですけれども、今言ったように、医者に行くときにどっかいってしまったからというので、役場に来れば、それがすぐできるというわけですか。それだけ聞きたいと思します。

○議長（岩田 務君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、大島議員の再々質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードを紛失した場合なのですけれども、まず警察にご連絡してください。その後に、フリーダイヤルがありますので、そちらのほうでマイナンバーカードを止める手続きをしてもらいたいと思します。通常ですと、再発行という形になりますと約1か月ぐらいかかってしまいます。ただ、今般制度改正がありまして、マイナンバーカードをなくしてしまった方ですとか、あとは出生で新しくマイナンバーをつくる方につきましては特急発行という制度ができまして、約1週間程度でできるような制度もござい

ますので、そちらをご利用いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 2番に参ります。中央公民館の図書の充実について教育次長にお伺いします。

文部科学省では、「読書をする事は、「考える力」、「感じる力」、「表す力」等を育てるとともに、豊かな情操をはぐくみ、すべての活動の基盤となる「価値・教養・感性等」を生涯を通じて涵養していく上でも、極めて重要である」としてしておりますが、公民館の蔵書について充実を図るためにどのような施策を実施しているのか、また利用状況や利用率を高めるためにどのような対策をしているのか伺います。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中央公民館の蔵書の充実を図るための施策についてでございますが、図書購入の予算については今年度24万円で、昨年度の2倍の額を確保しております。図書購入費は、県内市町村と比べて低い状況でございますが、引き続き限られた予算の中で皆さんのニーズに合った図書がそろえられるよう努めてまいります。

また、令和3年度には新型コロナウイルス感染症による外出自粛が求められていた中で、少しでも豊かな時間が過ごせるよう313冊の図書を購入するとともに、汚損などの古い書籍の入替え、図書室のレイアウト変更など図書室の充実、また貸出しや管理に係る業務の効率化を図るための図書システムの導入を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しております。

次に、利用状況や利用率を高めるための対策についてでございますが、利用状況につきましては、毎月100人程度の利用者があり、およそ300冊の貸出しを行っております。利用率を高めるための対策としては、芥川賞、直木賞、本屋大賞などの受賞作、売上げなどのランキング上位、リクエストされた図書を中心に購入しており、各世帯に配布している公民館だよりに新刊図書の案内を掲載し、周知を図っているほか、新刊書コーナーなどを設け利用者に分かりやすく、また手に取っていただけるような展示の工夫を行うなどの取組を実施しております。また、埼玉県立熊谷図書館から一般実用書、児童図書及び幼児図書を各40冊、計120冊の配本を受け貸出しを行っており、2か月ごとに新しい図書に更新しております。

今後も町民の皆さんの関心やニーズに応じた図書の充実を図り、町民に親しまれる図書室づくりを進めていくことが重要と考えております。引き続き、公民館だよりなどでの情報発信を行い、町民の皆様の様々な自主学習に応え、多種多様な情報を提供する生涯学習の拠点の場として、より多くの町民の皆さんに利用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 中央公民館の図書の貸出しのほうからいきたいと思います。利用状況が毎月100人で、約300冊ということでございます。今までは、1人当たり1回が3冊ということで、次に5冊になって、今は10冊になっているのでしょうか、そこのところをお聞きしたいと思います。秩父市立図書館は1人10冊ということになっておりますので、もう少し枠を広げていくと、いろんな児童書も漫画も読みたいということでもありますので、せっかく1か月で100人ということですので、それだったら1人当たり7冊でも10冊でもということにすれば利用率も上がったり、それから本も読んでくださると、本だって喜ぶと思います。

それから、前も今もそうだとおっしゃるのですが、自分の家で不用になった、それからあとは使った

けれども、もったいないからというので公民館に寄附してくださる方がいっぱいいたのです。寄贈本というのでよくしていたのですけれども、これも聞くと、3年なり5年なりたちますと、この本は寄贈本ですので、台帳とか何かにはしておりますけれども、違う施設のほうが、欲しいという方にはあげてしまいますけれども、いいですねということしております。今は、それはまだ継続してそういうふうに行っているのでしょうか、それもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

初めに、貸出しの冊数でございますが、議員おっしゃるとおり現状まだ5冊でございます。日にちは15日間、開館は朝9時から20時まで貸出しをしておりますので、仕事終わりの方にも貸し出せるような状況となっております。

冊数につきましては、特に10冊にしてほしいとかというような声は今のところ届いておりませんが、他の状況も少し勘案しながら考えてみたいと思います。いいご提案いただきましたので、考えてみたいと思います。

次に、不用になった図書等の寄贈なのですが、実は先ほど言ったコロナの交付金で図書を買ったときに、古い図書の廃棄をしたということもあって、その後、不用になった図書の寄贈は受けておりません。新刊の図書の寄贈というのは、中には、こういうのを出版したから置いてくださいというのは受けているのですが、不用になった図書の寄贈は基本的には受けておりません。かなりダブってしまうということもありますので、その辺のところは見ながらやっています。

なお、ふれ愛ベースができたときには、不用になった図書を下さいということで、ふれ愛ベースにある図書は、かなり読み終わった本などを寄贈していただいたというのは、町の事例としてはございます。

以上です。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、今の新しい本なら寄贈を受けますけれども、古い本はということで、よくブックオフになんか本を持っていくのです。そうすると、これ何年前だからもうゼロ円ですから、お引き取り願うのですか、それともこれ寄附して置いていきますかということ、皆さん厄介だから寄附して置いていきますというのですけれども、公民館では、何年前の分までだったら寄贈できますよとか、よく百科事典なんかは、みんな断るのは当然です。大体5年で百科事典の効力がなくなってしまって、新しいものが出てきてしまいますけれども、よく私がやっているときに、長生館の奥様がよく何十冊といういい本を持ってきてくださったのでということで、それから今答弁していただいた教育次長なんかも、いろいろそういう小説を持ってきてもらったのですけれども、そのときも3年なり5年なりしたら、新しい施設で欲しいという施設にあげてしまいますよということで了解してもらっているわけなのですけれども、あまりにも、新しい本というのだから発行してから5年目までの本は受け取りますけれども、それ以外はお断りしていますというふうで、それをやってもらって、それでもしも要らない本って、公民館で2冊あるものにつきましては施設のほうに回すというような考えも、また再度考えてほしいかなとは私は思いますので、その件についてどう思ってお聞きします。

○議長（岩田 務君） 教育次長。

○教育次長（中畝康雄君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

先ほどブックオフの話が出ましたけれども、古い本の買取りのお店というのも前はなかったですけども、近年はありますので、読み終わった本などの活用というのが、個人でもそういうところに売ったり、あとはまた今大学などでは、読み終わった本を寄附してくださいと、その寄附してもらった本を売ったのを大学に寄附金としてもらいますなんていう制度もやっているようなところが多くなって、読み終わった本の活用というのが今までと違った状態になっていると思います。それなので、今までよりはそういう形で公民館に寄附をしたいという方が減っている実情ではないかと思えます。

先ほど大島議員おっしゃったような古い本は、さすがにあまり古いようなものだとやっぱり受け入れられないというのはありますが、特に何年前までの本というのは取決めはしておりません。そのような実情でございます。

以上です。

〔「3に行きます」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） マイコプラズマ肺炎の予防について、健康こども課長にお伺いします。

年間を通して様々な感染症が猛威を振るっておりますが、寒くなってきたこれからは特に注意が必要となっております。全ての感染症に共通する部分もあると思えますが、町が実施しているマイコプラズマ肺炎の予防対策について伺います。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員のマイコプラズマ肺炎の予防対策についてのご質問にお答えいたします。

国立感染症研究所の公開データによれば、埼玉県の11月18日から24日までの1医療機関当たりの感染者数は4.67人で、前週比0.34人の増加となっております。また、前年の同時期は0.00人でしたので、純増となっており、埼玉県でもマイコプラズマ肺炎が流行しております。さらに、秩父地域でも同じ11月18日の週には、秩父市内の中学校でマイコプラズマ肺炎による学級閉鎖があり、その報告が町に届きました。

こうした状況を受け、町では改めて感染症予防対策の注意喚起を行っております。「広報ながとろ」12月号には、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に加えて、マイコプラズマ肺炎の症状の説明と予防対策についての記事を掲載し、注意喚起を行ったところです。また、同様の内容を町のホームページにも掲載するとともに、安心・安全メールで同様の内容を送信し、注意喚起を行っております。

手洗いの励行、うがい、せきエチケットや規則正しい生活による体調管理は、基本的な感染症対策でございます。引き続きマイコプラズマ肺炎の発生状況を注視するとともに、教育委員会とも連携して必要な注意喚起を行ってまいります。

○議長（岩田 務君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） マイコプラズマ肺炎というのは、インフルエンザと、それからコロナ、似通っているのです。ですから、そこのところをよく考えていないと、肺炎で死に至るような病気というふうによく新聞なんかでは言われております。

それで、こんなこと言ったら怒られるかな、老人の方は病院、施設に入ってしまう方がいいのですけれども、幼児だとか小学生は学校へ行かなくてはというのがあるから、案外と少しぐらい休ませないで行かせてしまいますので、感染がすごく、せきをしているからといって、しかとではないけれども、あっ、おまえばい菌だから向こうへ行けとかなんとかというのものもあるかとも思いますので、そこのところで学校の養

護教諭だとか、あと学校の先生だとか、手洗いとかなんとかということは、ずっとコロナからも手洗いとかうがいとかというのはやっているのですけれども、そのほかに何かあるか、あったら教えてほしいと思います。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員からの再質問にお答えいたします。

マイコプラズマ肺炎は、確におっしゃっていただいたように風邪に似た症状なので、風邪を引いたということで間違いやすいというか、そういうことになるかと思っておりますけれども、せきが長引くのが特徴でございます。ですので、手洗い、うがいのほかに、せきが出る方はやっぱりせきエチケットということでマスクをしていただくとか、そういったことが特に必要になるかと思っております。

感染者の状況を見ると、幼児期や小学生の子が発生者数としては多い状況にあります。高齢者の方は少ないということですが、やっぱり重症化しやすいのは大人、高齢者の方になるかと思っておりますので、先ほどもお話ししましたように、基本的な感染症対策をまず行っていただいて、特にマイコプラズマ肺炎と診断された方の場合には、あとはせきが出る方はせきエチケット、マスクをしていなくても口を塞ぐとか肘を当てるとか、そういったせきエチケットが特に大切になるかと思われま。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問いたします。矢那瀬中内出地内の水路整備等について、建設課長にお伺いいたします。

矢那瀬中内出地区にある農地に隣接する水路は未整備で狭く、雨水に障害が多いことから、降雨の際には増水して農地の一部が冠水することがあります。農地が冠水することによって、農作物の生育に障害が出たり、収量の減少等の被害が発生することから、地元からは水路の整備要望が町に提出されていると思いますが、町は今後整備をどのように進め、どのような方法や工法を考えているのか。また、同じように水路が荒れていたり、降雨時に土地が冠水する等の被害が生じる場所が町内にあると思いますが、町は場所を把握しているのか、改善する考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 野原議員の矢那瀬中内出地内の水路整備等についてのご質問にお答えいたします。

矢那瀬中内出地内の水路につきましては、平成22年度に水路整備に関する要望書が提出されておりますが、町で管理する水路は未整備の箇所も多く、また道路の改修や補修につきましても多くのご要望をいただいております。このような状況で、水路や道路の整備につきましては、政策的判断、地元からの陳情、要望、緊急度、危険度、地権者の同意が得られるか、国や県の補助金を活用することができるかなどを総合的に考慮し、実施箇所を決めさせていただいており、現在まで整備の実施には至っておりません。

整備の進め方や工法についてでございますが、中内出地内は、素掘りや石積みの水路、水路のていをしていない場所があることは認識しております。まずは、要望書が提出されてから年数が経過しているた

め、再度現地の状況、水路周辺の農地の状況、農作物の被害の状況、活用することができる補助金の有無などを調査し、整備の実施方法の検討を行ってまいります。

次に、水路が荒れていたり、降雨時に土地が冠水する等の被害が生じる場所について、町は場所を把握しているのか、改善する考えはあるのかでございしますが、職員の巡回や地域住民からの通報、要望書等によりまして場所を把握させていただいております。把握した場所につきましては、現地調査を行い、修繕や整備の必要性や対応方法を調査いたしまして、必要と判断した場所については改善を行っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、村田建設課長の答弁に対して、重複する部分があるかもしれませんが、確認の意味も含めて再質問をさせていただきます。

平成22年6月16日に、矢那瀬中内出地区の水路整備に関する要望については町に提出されています。地域住民の切実で悲痛な叫びを再度共有することが必要と考え、改めて要望理由を読み上げたいと思います。

要望理由ですが、矢那瀬中内出地区は、集中豪雨などがありますと畑が冠水し、雨水が引くまでに時間がかかります。山側の道路や池の排水も、この水路に流れ込んでおります。水路に雑草などが生い茂り流水を妨げているとともに、一部空石積みが崩れているところが冠水の原因です。雑草の除去にも限度があり、農作業の負担も増加してしまうため、流れやすい水路を確保できるような工事をお願いいたします。何とぞ特段の配慮を賜るようお願い申し上げますと要望書はうたっています。

そこで、1つ目の質問です。通告質問の中で、町内で降水時に冠水する場所等について質問しましたが、今回質問している矢那瀬中内出地区の水路は梅の木沢につながっています。私は、令和2年9月長瀬町議会定例会で、梅の木沢及び支流の改修についてを質問しました。当時の建設課長さんは、梅の木沢は秩父鉄道の線路下と140号下に敷設されたヒューム管が細いことによる起因で冠水したとの答弁がありました。また、支流については、現地状況の確認とともに危険度や緊急度を考慮して整備を実施していきたいとの前向きな答弁もありました。

そこで、質問いたします。冠水の最大の原因である町の敷設した秩父鉄道線路下で140号国道下の細いヒューム管の根本的な対策や、今回質問している支流である矢那瀬中内出地区の水路整備の対応状況や進捗状況について再度伺います。また、改修のため用地交渉などは実施しているのか併せて伺います。実施していないのであれば、なぜ未実施なのか理由をお伺いいたします。

2つ目の質問です。140号国道下の細いヒューム管の改修工事や、当該水路の整備が未着工なのはなぜなのか。また、どのような理由や、どこに原因があるのか伺います。また、今後の取組に対する経緯や気構え等があると思いますが、併せて伺います。

3つ目の質問です。要望書を提出した平成22年は、西暦で2010年です。つまり、14年という長い時間が経過しています。また、令和2年9月長瀬町議会定例会で質問した梅の木沢及び支流の改修についての質問をしてから4年が経過しています。町として、この失われた時や地域住民の失望感に対してどう責任を感じていますか。また、町民からの要望の意義や重み等をどのように考えているのか、併せて伺います。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 野原議員の再質問にお答えいたします。

1つ目のご質問と2つ目のご質問につきましては内容が重なる部分が多いため、併せてお答えいたします。まず、梅の木沢の秩父鉄道線路下と140号国道下の細いヒューム管の根本的な対策と進展していない

理由でございますが、現在は冠水の原因となりました流木や土砂の堆積は見られず、水路の閉塞は見られておりません。当面は、職員の巡回により流木や土砂の堆積状況を把握し、堆積等が確認できた場合には土砂の撤去を行い、水路が閉塞しないよう対策を取ってまいります。根本的な対策につきましては、今後優先順位や予算の状況を踏まえつつ、ヒューム管に流れ込む流量等の調査や工法の検討を考えてまいります。

次に、矢那瀬中内出地内の水路整備についての対応状況や進捗状況、進展していない理由についてお答えします。水路整備に関する要望書が提出されておりますが、緊急度、危険度などを総合的に考慮し、実施箇所を決めさせていただいており、現在まで整備の実施には至っておりません。

また、用地交渉を実施しているのかでございますが、公共事業の用地買収は、事業決定前では買収面積を決めることができないため、原則事業化後に行うこととしております。したがって、用地交渉は実施しておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、3つ目のご質問の要望してから長い時間が経過していることについては、水路整備や道路改良の要望は多くいただいております、要望をいただいた全ての場所を対応できていない状況でございます。町といたしましては、限られた財源の中で効果的な整備を進めるため、危険度や緊急度などを考慮し整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩田 務君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 再々質問をいたします。

1つ目の質問ですが、要望当該水路の現地測量等を実施していると思っておりますので、当該水路の全長、水路の面積、空石積みの崩落箇所や流域面積など、水路整備に関わる基本データについて伺います。万が一にも収集していないのであれば、なぜ収集しないのか理由について伺います。

2つ目の質問です。私は、当該水路の整備については、狭く浅く曲がりくねった水路の改修や崩落について、空石積みの解消には地権者の了解の下に曲がりくねった水路を整備し、U字溝等を利用した敷設がベストと考えますが、U字溝だとイノシシの被害に役立つと思っておりますので、U字溝をぜひ入れてもらえればと思っておりますが、町の見解について伺います。また、同工法程度による場合に概算予算はどのくらい必要となるかについても併せて伺います。

3つ目の質問です。これはまた後でもいいのですが、町に対して矢那瀬中内出地内の水路整備に関する要望と同様な水路整備の要望は、西暦2010年以降何件出されているのか。また、整備した要望水路の件数と整備距離、工事概算費用等の推移についても併せて伺います。

最後に、町民の皆様から寄せられた様々な要望について、町として親身になって寄り添っていただき、町民の皆様の要望等が早急に解決されることを願って私の質問は終わります。

○議長（岩田 務君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 野原議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問の水路の整備に関わる基礎的なデータについてでございますが、今回ご要望いただいた水路の総延長は約400メートルで、水路面積は事業を決定前のため算出等はしておりません。崩落箇所につきましては、素掘りや石積みの水路、水路のていをなしていない場所があることは認識いたしております。流域面積等につきましては、専門の業者等に委託する必要があるかとございますので、算出はしておりません。

次に、2つ目のご質問の水路整備についての町の見解でございますが、現在のところ整備計画は決定し

ていないため、具体的な内容は申し上げられませんが、水路の整備に当たりましては現地の状況、水路への流入量、整備費用、用地をご提供いただけるかなどを踏まえ、工法等を決定しております。また、概算予算につきましては設計をしていないため、具体的には申し上げられません。

次に、3つ目のご質問の要望件数につきましては、要望をいただいた2010年以降ものにつきましては、補修も含め14件の要望が提出されております。そのうちの5件について整備のほうをさせていただいております。整備した件数、距離、費用につきましては、2010年以前の要望も含めまして、要望箇所10か所、整備延長300メートル、整備費用につきましては6,280万円となっております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問いたします。

御成橋と岩畳を含む周辺の整備について町長にお伺いいたします。9月議会で、岩畳の中央部に通じる御成橋の改修工事費が予算化されましたが、工事の状況と岩畳を含む周辺の環境整備等について、次の点をお伺いします。

(1)、現在工事の進捗状況はどのようになっているのか、完成して利用ができるようになるのはいつを予定しているのか。

(2)、岩畳は国指定の名勝天然記念物になっていることから、樹木1本を伐採するにも手続が必要ですが、現在は雑草や樹木が生い茂り、景観と岩畳の特徴を非常に損ねております。長瀬観光の見どころでもあるこの場所を、町として今後学術的な観察面や観光面において、どのように改善、活用していくのか。

(3)、改修工事が完了すると人の往来が増えて活気が出てくると思いますが、御成橋通りと言われていたこの場所を、岩畳を含めて町は今後どのように活用していくのか。

(4)、御成橋周辺は、現在使用されていない民間の施設が多くあり、これら施設に不審者の出入りがあるなど、近隣住民は不安にさらされています。町は、施設の状況についてどの程度把握しているのか、今後どのように対応していくのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、新井議員の御成橋と岩畳を含む周辺の整備についてお答えいたします。

まず(1)、現在の工事の進捗状況と完成予定についてお答えいたします。御成橋改修工事は、令和6年10月16日に工事請負契約を締結し、現在修繕工事に着手しております。利用開始は、令和7年3月末を予定しております。

次に、(2)、雑草や樹木の繁茂や、景観と特徴を損ねている現在の岩畳をどのように改善していくのかについてお答えいたします。岩畳を中心とする名勝天然記念物「長瀬」を次世代に継承するためにも、雑草や樹木が繁茂している岩畳の現状には、大きな課題があると認識をしております。一方、現地は文化財保護法の規制のほか、埼玉県立自然公園条例の規制を受けております。

そこで、このたび法令を所管する文化庁、埼玉県秩父環境管理事務所の職員に直接こうした岩畳の現状

と課題を説明するとともに、所管官庁の考え、法令上の解釈や許可の手續などについて確認をいたしました。文化庁からは、出水で維持されてきた岩畳の景観は、防災対策の進展で自然公園による維持管理が困難ならば、人為的に維持管理していかざるを得ない。文化庁では年間約200件、文化財保護法第125条の規定による現状変更等の制限の許可を出しているの、草木除去のエリアを決めて申請していただければ許可するとの回答をいただきました。

また、埼玉県秩父環境管理事務所からは、人為的に維持管理していかざるを得ないことは理解する。エリアを決めて草木除去を行うことの協議に臨みたい。ただし、樹木の全伐には条例上課題があるとの回答をいただきました。

これを受け、必要な許可を得た上で令和7年度に岩畳の清掃と併せて面的な草木除去の作業を行うことを検討しております。この草木除去の作業は、岩畳の現状、課題の共有認識と現状のまま保護するのではなく、人為的に維持管理していくことの意義を広くご理解していただくため、多くの町民、関係者の方にご参加をいただいて実施することを検討しております。当面、半日程度の手作業での除去作業を検討しております。その際には、新井議員をはじめ町議会議員の皆様方にも、ぜひご案内申し上げますので、ご参加を賜りますようお願いいたします。

次に、(3)、御成橋の改修を今後どのように活用していくのかについてお答えいたします。御成橋から岩畳に下りた場所には、すり鉢状になった岩畳が広がっており、その景観とともに新たな視点での活用も期待されるのではないかと考えております。また、御成橋の改修と草木の除去作業で、いずれは岩畳通りから岩畳、御成橋、いろは通りなどの間を周遊できるようにしてまいりたいと考えております。

なお、岩畳の草木は広範囲に繁茂しております。町民や関係者の手作業での当面半日程度の除去作業でどこまで除去が行き届くのかは現在のところ不透明ですが、そうした周遊に結びつけられるよう努力してまいります。

次に、(4)、御成橋周辺の使用されていない民間施設の状況の把握と対応についてお答えいたします。町では、現地確認などで御成橋周辺の使用されていない民間施設の状況を把握しております。また、空き家対策を定めた空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、必要な行政指導を行っている空き家もあります。町といたしましては、空き家の状況に応じて、法令に基づき引き続き適切に対処してまいります。

なお、空き家への不審者の出入りにつきましては、正当な理由なく人の住居などに侵入した場合に発生する住居侵入罪に問われる可能性があります。防犯上の観点からも好ましいことではありませんので、警察にも相談し、重点的なパトロールを行っていただくよう依頼してまいります。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ご回答ありがとうございます。

その前に、先日長瀬100周年記念事業が盛大に行われまして、すばらしい講演等もあり、知識も新たにしたところであります。誠に関係者の皆様のご努力に感謝したいと思います。

それで、そのときにちょうど100年前の岩畳の様子だという写真が公開されました。それを見ますと、今のような樹木が茂っているような状態でなくて、本当に見通しのよい状況であり、解説していた先生が、瞬々といいますが、9月頃、秋にはよく台風が来て、大水が流れて岩畳をしっかりと清掃してというのではないですけれども、していた。そのことによって、川底も深くえぐれていた状況もあったけれども、今は結構水が少なくなって、いわゆるダムが4か所できたことによって、秩父郡市中に降った雨が一挙に来るのが長瀬の地点ということでありましたし、本当にすごい広大な状態の面積からの水が1か所に集中し

たときの岩畳の上を流れる勢いというのはすごかったのではないかと思うのですけれども、それがなくなってきたことによって、非常に土砂が堆積するようになってしまってきている。これは場合によると、やがてはだんだん、だんだん埋まってきて、岩畳は普通のただの丘的な状況になってしまうのではないかと、いうことを懸念する人もいました。そんなこともありますので、今回この質問書を出してあってよかったなというふうなことであります。

先ほど町長から答弁いただいた中に、令和7年度にはいろいろと、樹木の除去とか雑草の刈り取りですか、そういうふうなことも含めて手当てをしたいという話があって、幾らか前進していくなということでありました。これを半日状態みんな出ていただいてやろう、やっていきたいということでありましたけれども、半日をみんな出ますと、ただうわってやって、うわって終わってしまうのです。結局ある面では継続した状態、準備段階とか、それから起りの段階、それから中的な本題、それから最終的な片づけのことということで、一日で終わることではありません。ましてや、それを半日でやろうということで、やりっ放しになってしまうこともあります。そういうこともありますので、その辺のところもしっかりと検討していただいて、せっかくやるのでしたらその辺のところも含めて、多分除去にかかる、いわゆる持ち去り、取り去り、搬出、これに一番費用も時間もかかるものになると思うのです。そういうことでありますので、その辺のところもせっかく検討するのでしたら、取りかかっていたきたいというふうな思うところでありました。

それから、民間施設につきましては、この質問を考えました頃に、昔旅館というか、ホテルに使われていた非常に大きな建物の玄関が開放されたままの状態になっていて、人の出入りが可能な状態になっていた。そのようなところから、これは危険だなというふうに思っていたら、何か不審者が入り込んだことによって警察騒ぎになったというようなことも、11月の中頃かな、聞きました。今は、昨日行ってみましたら、しっかりと閉まった状態になっているのですけれども、何の警告もなく、出ていない状況であります。結局施設の所有者が最終的な管理者だと思うのですけれども、しっかりと防犯対策上も含めてやっていただきたいと思います。

それから、あそこの下に店舗が2つ、昔お土産屋さんであったところがあると思うのですけれども、そこも結局そのままの状態になっております。せっかくいい御成橋が完成しますので、そのところも今、直した後、周遊道路に活用していきたいというお話がありましたけれども、その辺のところにつきましてもよく検討していただきたいなど。

それから、空き家対策で対応を考えていきたいと、また考えているというところでもありますけれども、実際の動きがないわけなので、動きがないというのは、あまりというよりも、全然進歩していないことになります。ですので、しっかりと対応を考えていただきたいと思います。とにかく今までは、草木一本切れないというふうなことばかりいろいろ強調されていましてけれども、結局それを放置しておきますと美観を損なうだけでなく、貴重な天然記念物の指定まで解除されかねない事態にやがてはなってしまうかもしれない。この間は、次の100年に向けてという話が随分ありました。でも、そういうことになりかねないとも思えますので、危惧しますので、ぜひ本気で今後100年後には、また100年前のような状態、元に戻せるかどうか分かりませんが、ぜひ貴重な日本の財産であります。何かこの間、新井県議がお話ししてくれた中に、名勝と天然記念物の両方を兼ね備えた指定を受けている箇所は日本で55か所、その中でも長瀬が一番に指定されているというふうなことを強調されました。そういうふうなところでもありますので、ぜひとも観光の目玉として活用していくために、そういうふうな来年度ばかりをやるのだというだ

けではなくて、今、来年ではなくて6年度中にもできること、いわゆる少し草を刈るというふうなことだったら、結局そんなに費用もかかるわけではないし、鎌を持って行って刈って、それを持って行って袋に詰めるなり、持ち出して焼却所へ持っていくということも可能だと思いますので、とにかく夏場は特にひどくて、入り込めないようなほど草が茂っているところもありました。そういうこともありますので、町長にはこれからいろんな面で、長瀬地区あちこちよく見ていただいておりますけれども、さらによく検討して、見ていただいて、進めていただきたいなと思うところであります。

何か今ちょっと再質問で伝えましたけれども、もう一度その決意をお話ししていただきたいと思います。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員には、作業についてのいろいろなご提案ありがとうございます。今後しっかりと計画を練って、当日は効率よく作業ができるように進めてまいりたいと思っております。

それから、特定空家につきましてのお話もございましたが、町としては空き家をお持ちの方のところには指導をさせていただいております。何度も指導しておりますけれども、今後これにつきまして何のあれもなければ、またさらに強い指導をさせていただく予定であります。

それから、文化庁との話合いの中で、草一本切れないとは言った覚えはないというお話もいただき、いつの間にかそういう言葉が皆さんのところに流布したということで、驚いているところでございます。細かい内容につきましては、副町長が関わっておりますので、これからご説明をさせていただきます。

○議長（岩田 務君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 新井議員の再質問にお答えをいたします。

岩畳の草木除去のお話でございますけれども、今私どものほうで考えている内容につきましてご説明をさせていただきます。既に職員のほうで現地を調査いたしまして、どのエリアをどういうふうに草木を除去するかということを図面に落とせるような準備作業にまず入っております。この後、年が明けましたら、役場内部でも関係する課が多々ございますので、役場の全体会議を早速年明けから2回ほど開催をする予定であります。

その上で、若干の予算も必要なということで、来年度当初予算に必要な予算を計上させていただこうかなというふうに現在考えているところでございます。予算のほうをお認めいただきました後には、町内の関係団体の皆様方に集まっていただく全体会議を2回ほど予定をしております。その上で、草木の除去の半日程度の作業を行っていただくと。そして、岩畳のエリアは非常に広うございますので、恐らく単年度ではとてもではないけれども、あの広いエリアをやり切れないのではないかなというふうに考えておりますので、今のところは、ちょっとまだ図面に落としていないので、不確かではございますけれども、3年程度はそういった除去の作業をお願いできないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） まさかこんなに前進すると思わなかったのですけれども、非常に検討を進めていただいているということを知って安心すると同時に、期待もしたいと思います。できる協力はさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（岩田 務君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時55分

○議長（岩田 務君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（岩田 務君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第47号から議案第55号までの9件でございます。議案はお手元に配付してあるとおりでございます。

個々の議案に対する提案理由、そのほか内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第5、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））の提案理由を申し上げます。

令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,024万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を37億8,014万7,000円にしたいものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））につきましてご説明いたします。

去る令和6年10月27日に衆議院議員解散総選挙を執行する必要があったため、また法人町民税の確定申告が提出され法人税割合に変更が生じ、既に予定納税を行っていた金額との差が生じたことから、還付金

及び還付加算金を支出するため緊急に予算を調整する必要が生じたことから、令和6年10月4日付で地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計予算を専決処分で補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回1,024万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を37億8,014万7,000円としたものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の8、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正についてご説明いたします。第16款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金、補正額807万1,000円は、令和6年10月27日に衆議院議員解散総選挙を執行するに当たり、県からの委託金を財源に執行するため増額したものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額217万5,000円は、法人町民税の確定申告に伴い生じた還付金及び還付加算金に関して、基金からの繰入金を財源に支出するため増額したものでございます。

次に、歳出の補正でございます。1ページおめぐりください。第2款総務費、第3項徴税费、第2目賦課徴收費の補正額217万5,000円は、法人町民税の確定申告に伴い支出する必要が生じた還付金及び還付加算金を計上しております。

第5項選挙費、第13目衆議院議員総選挙費の補正額807万1,000円は、令和6年10月27日に衆議院議員解散総選挙を執行するために必要な経費として計上しております。

以上で、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり承認することに決定されました。



◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第48号 長瀬町旧長瀬第二小学校活用検討委員会設置条例を議題と

いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第48号 長瀬町旧長瀬第二小学校活用検討委員会設置条例についての提案理由を申し上げます。

旧長瀬第二小学校の今後の利活用について委員会を設置し検討をしていくため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第48号 長瀬町旧長瀬第二小学校活用検討委員会設置条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

議案を御覧ください。第1条から順にご説明いたします。第1条の設置でございますが、旧長瀬第二小学校の利活用について幅広い見地から検討を行うことを目的に、活用委員会を設置するということを定めるものでございます。

第2条の所掌事務でございますが、活用委員会は旧長瀬第二小学校の利活用の方針及び方法に関して審議を行い、その結果を町長へ報告するものとするものでございます。

第3条の組織でございますが、委員20人以内をもって組織することとし、委員は地域や町民を代表する者、学識経験者及び有識者、その他町長が必要と認める者の中から町長が委嘱すると規定するものでございます。

第4条の任期でございますが、委員の任期は委嘱の日から第2条の規定による報告を終えるまでの期間とすると規定するものでございます。

第5条の委員長及び副委員長でございますが、活用委員会には委員長及び副委員長を置くものとし、第2項は互選により委員長及び副委員長を定める規定とし、第3項は委員長が委員会を代表し、会務を総理すると規定するものでございます。

次のページを御覧ください。第6条の会議でございますが、会議は委員長が招集し、委員長が議長になると規定するものでございます。

第2項につきましては、会議は委員の過半数が出席しなければ開催することができないと規定するものでございます。

第3項につきましては、議事は出席した委員の過半数で決すること、可否同数のときは議長の決するところによるものと規定するものでございます。

第4項につきましては、会議は公開とし、必要に応じ会議の決定により非公開とすることができるものと規定するものでございます。

第7条の結果の取扱いにつきましては、委員会から報告された審議結果について、町長はその結果を尊重し、実現に向けて努めると規定するものでございます。

第8条の関係者の出席等でございますが、委員会は必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求めて意見や説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができると規定するものでござい

ます。

第9条の報酬でございますが、委員への報酬は、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例に基づく支給と規定するものでございます。

第10条の庶務でございますが、委員会の庶務は、企画財政課において処理すると規定するものでございます。

第11条のその他でございますが、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定めると規定するものでございます。

次に、附則でございます。第1項は施行期日を定めるもので、この条例の公布の日から施行するものでございます。

第2項は、会議の招集に係る特例を定めるもので、この条例施行後最初に行われる会議につきましては、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行うと定めるものでございます。

第3項は、この条例の失効について定めるもので、第2条に規定する所掌事務が終了した日限りで効力を失うものでございます。

以上で、議案第48号 長瀬町旧長瀬第二小学校活用検討委員会設置条例の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） やっと検討委員会が発足しようとしているところでありましてけれども、第二小学校の活用ということと同時に、今長瀬町内にある、特に公民館として活用している箇所についての現状、いわゆる非常に傷んでいるというふうなこともあります。そういうようなことで、もういろいろなことを言っていないで、やっていないで、公民館を移転しましょうというふうに言い出したっていいのではないかと、という町民も何人も聞きます。そういうふうなことも含めて検討をしていただかなくてはいけないのだと思うのです。ですから、いわゆる耐用年数とか、いろいろなことも含めた資料を提供した上で検討してもらいたいというふうなことを含めて、こういうような委員会を充実して欲しいと思うところでありまして。

それは、設置に関してのことなのですけれども、そういうふうな形の人選であり、またそういう検討をしてほしいということから質問をさせていただきました。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 新井議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、公民館の活用を望む声が町民からあるということでございましたが、活用委員会におきまして活用の方針及び方法をご審議していただくこととしておりますが、その結果、公民館等の公共施設としての活用が望ましいといった報告内容になりましたら、旧長瀬第二小学校を活用した公共施設の再編も選択肢の一つとして今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今課長の48号の説明で、組織のところで約20名の委員で組織する。その中に3項目あります。この3項目に当てはまる人を誰が推薦するのか、ちょっと教えてください。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 関口議員のご質問にお答え申し上げます。

委員の選定につきましては、企画財政課のほうで選定を行いまして、選定した方にお願いができないか個別にご相談をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 企画財政課のほうで、例えば組織や町民を代表するもの、あるいは学識経験者とかを選ぶのに、町内全域見渡せられるのかどうか。例えばこの中に公募でとかないし、ではもうここで認めれば企画財政課のやりやすい人選で組織をされるということでもいいわけですね。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 関口議員の再質問にお答え申し上げます。

議員のほうから、地域や町民を代表する者がどういった人物かということでご質問があったかと思いますが、例えばですけれども、旧長瀬第二小学校の周辺地域を代表する方ということでございますと、施設周辺の各行政区にお住まいの方から委員を選任する選択肢もあるかと思えます。この点については、現在企画財政課のほうで検討しているところでございます。

また、公募を行うのかどうかということもご質問いただいていたかと思いますが、これまで当町の行政に関わった経験のない方からの選任という点からも、委員の公募も現在検討しているところでございます。なお、公募による人数につきましても併せて検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 課長、ここで我々が反対か、これを認めるか認めないかを決を採るところで、今の答弁でいくと、まだ検討中だと。では、ここで私が、はい、分かりました、お認めしますでこれが通ってしまった場合に、検討しているのが全然違う方向に行ったときに、せつかくの第二小学校の利活用をいいものにしていくために、私はこの3項目の人物がしっかりと審議してくれる、ではお願いしますでバトン渡せるようにここで採決をするのだと思ったら、まだ選ぶ方法を検討中だということでは私は納得できないので、いま一度答弁、最後をお願いします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 関口議員の再々質問にお答え申し上げます。

委員の選定方法については、検討中というふうに先ほどお答えをさせていただきましたが、条例案の可決のほうは現在いただいておりませんので、現時点で委員をどなたにするという形での決定はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。この委員会設置条例、これからつくってやっていくのだというふうなことはよく分かります。難しいところだと思うのですが、例えば旧第二小学校の利活用の方針、失礼しました。地域や町民を代表するというようなことで、今課長が第二小学校がある地域というふうなことで、それを代表する人が出ました。それも一つだと思います。ただ、地域を代表する人は、これは町全体に関わることだから、二小があるところのある程度ということでは分かりますが、その他の遠いほうであっても、町の公共施設をどうするかというふうなことなので、こだわらないで人選のほうを進めるべき

だと思えます。

特に学校の統合とか小中一貫とか、同じような人が出てきているので、そのところは配慮すべきではないのかなと。それ、不適當だということではないです。もしそういう人がいたら、その人は地域を代表するので、地域の意見をくみ上げるようなことをやっていただいて、その意見をここに出していただくと、そこまでやらないと個人になってしまうわけです。ですから、例えば例として、民生委員会から誰かが推薦されて出てくると。ただ、その人は民生委員から推薦されてというか、中から選出されたのだけでも、実際問題としては民生児童委員会を開いて、そこで何か意見を吸い取って、なるほどなど、要するにそれをそしゃくして、自分だけの考えではなくて持ち出してくれると。そういう委員会でなければ、あくまでも単に個人が出たというふうな委員会になってしまうと思うのです。

それから、まだ出ていないところなのですが、学識経験者や有識者というふうなところでちょっと。これから出るであろう12月補正予算、これ委員さんの支払い弁償、要するに報酬4.7万円で出てくるはずなのです。4万7,000円。そうすると、この中に学識経験者とかいっても、では町と提携している大学の先生とか、そういう人がこの中に入れられるかということ、かなり難しい問題があるのではないかなと。例えば費用弁償とかそんなふうなものを含めると、そういう人は恐らくこの中に入ってこないのではないかなと。例えば井戸に住んでいる人なんかは、結構そういう企画力がある人がいるななんて、これは独り言ですから、ちょっと頭に浮かんだりすることはあるのだけれども、そういう人がこの中に入ってくるのかな、どうかなと思えますけれども、それは独り言。

あと、とにかく重複しないで、重複しては駄目だってことではないのですけれども、そのところを今までの学校の流れとか、そういうところでよく知っている人も1人ぐらいは必要かもしれません。非常に難しいのが、やっぱり学識経験及び有識者というところだと思うのです。この選任について、多分規約とか規則とかはこれから考えていくのだと思うのですけれども、慎重を期して進めていかれるのかどうか。答弁難しいと思えますけれども、以上お願いします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 村田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、同じような人が委員に選任されているのではないかというご趣旨の質問があったかと思えますが、例えば商工会などの組織から任命する場合は、会長などの充て職で選任されていることが多いですので、同じような方が委員に選任されているとお感じになっているところもあるかと存じます。今回につきましても、ある程度は充て職等で選任することを考えてはおりますが、これまで当町の行政に関わった経験のない方も積極的に選任してまいりたいと考えております。その上で、先ほどもお答えを申し上げました公募という形で、その地域の代表者というところ、あるいは町全体という方を選ぶべきではないかというご質問もあったと思えますけれども、そちらにつきましては町の活性化ですとか、あとは旧長瀬第二小学校の活用に興味、関心のある方というような方に、ぜひ公募で手を挙げていただきたいと考えているところでございます。

あと、学識経験者及び有識者というご質問についてでございますが、こちらにつきましては廃校の活用方法、多岐にわたるところがございます。地域振興やまちづくり、あるいは公共施設の再編などといったPPP/PFIといった官民連携ですとか、そういった多角的な視点からの検討が必要になると考えております。そのため、大学教授というのも選択肢の一つではございますが、それに限定せず広く専門性を有した方ということで学識経験者及び有識者という枠でお願いできないか、企画財政課で検討を進めている

ところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、1点だけ再質問ということで、これに関わるかどうかは分からないのですけれども、旧第二小学校校舎の跡地利用です。この中に、何年前でしたっけ、JAのスタンドの跡地を購入したではないですか。あれなんか駐車場に使うとかいうような話で購入したと思うのですけれども、あそこも含まれているのか、あそこは含んでいないのかだけお願いします。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 村田議員の再質問にお答え申し上げます。

旧長瀬第二小学校の跡地の活用ということにつきましては、小学校のあります土地を含めた活用ということで、校舎、体育館及び校庭、あとはプール、その施設及び立地する土地の活用というふうにご認識いただければと思います。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） だから買ったのは、今の村田議員の買いましたよねという話ですけれども、校庭の中にJAの土地が含まれていたということで、地交換をしたのですけれども、そのJAの土地のほうが広がったということで、学校の中ですから、その部分をお支払いしたということ、たしかそうだったと思います。買って下さいということでお話は来たのですが、買わなくてもあそこが使えるということで買わなかったのです。それで、あのままになってしまっているのです、JAは。すいません、そういうことです。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） この第3条の委員は20人以内というのですけれども、私はいつも思うのですけれども、(2)の学識経験者及び有識者というのですけれども、これ何を根拠に、それで学識経験者って、大学教授がそんなに長瀬町に対してよく来たことがあるのかい、ないのかいということからちょっと疑問があるのです。

それから、有識者というのを違う公民館の運営審議員とかなんとかかというのを見ても、有識者って、あなたこれが有識者なのというような人が有識者となっているところもあるので、これは学識経験者及び有識者というのは、何を基準でどういうこととということをちょっと知りたいわけなのです。

以上です。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 大島議員のご質問にお答え申し上げます。

学識経験者及び有識者の基準ということでございますが、有識者につきましては、廃校の利活用に関しある程度の学識及びご理解がある方というふうにご考えておりますが、先ほどもお答えしましたとおり、廃校の活用についてはいろんな選択肢がございます。その上で、町が今後旧長瀬第二小学校を活用していくに当たり、どういった形がいいのかを考えていただく場になりますので、それにふさわしい方ということで大学教授に限らず、広く専門性を有した方をお願いできないか、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） この長瀬町の少ない人口の中で人選するというのは、すごい大変だというふうに認識しております。その中で、こういう人選をすることに対して町独自で、町でこういうことをやっていきたいという考え方はないのかどうか、その辺りをお聞きしたいなと思います。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 板谷議員のご質問に答え申し上げます。

旧長瀬第二小学校の活用に関する町の考え方というご質問でよろしかったかと思いますが、町の考え方につきましては、町のほうで町民に対して夏にアンケートさせていただきまして、ご回答いただいたところでございます。それを基に町の考えとしましては、民間及びNPO団体、もしくは他の自治体等への売却、もしくは賃貸ということでご活用いただけないかというふうに考えております。

また、活用の方法につきましては、活用委員会のほうでご審議いただくことになるとと思いますが、活用の方針、いわゆるコンセプトというところにつきましては、今後さらに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 板谷議員のご質問に合わせて補足でお答えをさせていただきます。

旧長瀬第二小学校は長瀬町の財産でございます。そこで、町といたしましては、まずは町民アンケートを実施して、町の皆さん方のお声を広く拾えるような形でご意見を伺わせていただきました。そして今後は、この検討委員会を通じて町民の関係者の皆様方、また学識経験者や有識者の方々などの意見を広くお聞きして、今後この活用を検討していくということで今考えているところでございます。

人選につきましても、各議員からご心配の声がございましたけれども、今お答えいたしましたように広く町民の声を拾えるように、人選につきましては配慮していきたいというふうに考えております。また、学識経験者、有識者につきましては、これまで長瀬町が協定を締結してきた大学などもございます。また、今まで長瀬町に関わっていただいた、あるいは関係している先生方もございます。あるいは広く秩父地域で関係していた方々もいらっしゃいます。そうしたことも配慮しながら、しっかりとこの長瀬町、そして二小の跡地活用に携わる人をぜひ人選していきたいというふうに考えております。

さらに、幅広くこの利活用を検討していく際に、長瀬町のことを思っただご意見いただけるような方も人選をしていきたいと、そして広く町民の皆様方の公募も踏まえて、公募も実施をして、この検討委員会を組織していきたいと思っております。いろんな、様々な方がいらっしゃると思っています。要は、この20人以内とさせていただいたのは、そうしたいろんな方々のバランスよく人選をして、この検討委員会で広くご意見をいただきながら検討を進めたいという気持ちでおりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。今いろいろ話が出ている20名以内の委員を組織し、検討していくとあります。実は私も、町への提案という様式がございまして、それで長瀬第二小学校跡地利用の案と

して図面つきの提案書を預かりました。半年ぐらい前から、それで町民の方から預かり企画財政課のほうへ提出したところがございます。多分ほかにも、このように町民からの要望、案が提出されているのではないかとおもわれますが、このような今まで提出された町民の方々の案、これも当然委員会で審議されるということですのでよろしいですね、確認です。

○議長（岩田 務君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 鈴木議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど鈴木議員からお話がありました、企画財政課に提案のあった町への提案いただいたものにつきましてもそうでございますし、過日実施しましたアンケートの結果もそうでございます。また、今後は何らかの形で、説明会ないしはワークショップといった形で、検討委員会とも並行しまして、町民の皆様からのご意見も伺ってまいりたいと考えております。そうした様々な意見を活用委員会のほうに反映いたしまして、活用委員会の場で委員の皆様にご審議いただけるように図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） この利活用の話はよく分かりますが、いろんな課長やら町長やら副町長やらが出てきて答弁を聞きましたが、皆さんの意見を反映すると、町民の皆さんの意見を大事に反映しながら、この20人のメンバーで決めていきますよというのは分かりますが、メンバーがはっきり決まっていないので、こういう不渡手形になりそうな危なっかしい話には、私は賛成できません。

今、区長の成り手がないから、役場職員でも何でもいいのだという、そういうところまでこの町が来てしまっているんで、この第二小学校の跡地をしっかりとした活用をするための20人のメンバー、顔が見えないままで私は賛成できない。先ほどの説明がありましたけれども、認めるわけにはいきません。

以上です。

○議長（岩田 務君） 次に、賛成討論を許します。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 私は、賛成の立場から討論したいと思います。

先ほども質問の中で言いましたけれども、この長瀬町の人口減少の中で人選するのは本当に難しい、大変だという気持ちであります。ただ、この条例が通らない限りは前には進まないというように感じておりますので、この条例を通して次のメンバーの選定に至っていただきたいと思い、賛成いたします。

○議長（岩田 務君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 長瀬町旧長瀬第二小学校活用検討委員会設置条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩田 務君） 起立多数。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第7、議案第49号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第49号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第49号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

改正法の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について条項ずれが生じたので、これらの条項を引用している条例の規定について改正を行うものです。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第49号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表（第1条関係）の1ページ目を御覧ください。左側が現行で、右側が改正案となります。改正箇所は下線部になります。

第1条は、長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正となります。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。第2条は、長瀬町税条例の一部改正となります。新旧対照表1ページの第36条の2第10項、第63条の2第1項第1号、2ページ目の第89条第3項第2号、3ページ目の第139条の3第2項第1号及び第149条第1号の規定中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。議案書を御覧ください。この条例は、改正法附則第1条第

2号の政令で定める日から施行するものでございます。

以上で、議案第49号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 1点だけお聞きをいたします。

これは、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関するという文言であります。この町では個人情報を取り扱うための個人情報保護士の資格を持っている方はいるのでしょうか。1点だけお聞きをします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

職員の中でということではよろしいわけなんでしょうか、町民の中でということでは。

〔「町で」と言う人あり〕

○総務課長（染野和明君） 町の中で。

〔「町のこの行政の中で、執行部」と言う人あり〕

○総務課長（染野和明君） の中で、保護士という資格を持っている職員がいるかということではよろしいのですか。私の把握した限りでは、そういった資格を持っている者はいないと思います。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 現在持っている方が一人もいないということではありますけれども、これは個人情報保護士というのは国家試験があり、ちゃんとライセンスがありますので、今後個人情報を取り扱う長瀬町で、こういう保護士の国家資格等を取らせる気持ち、町長あるかどうかお願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 今後そうした研修を通して、取りたい方がおりましたときには取っていただきたいと思っていますところでございます。

○議長（岩田 務君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今町長の答弁でいくと、取りたい方があれば取る。町長として、誰か職員の中で、こんな町民の大事な個人情報を取り扱う資格が国家試験であるのにもかかわらず、町長から誰か一人や二人取れという、そういう希望観測もないですか、取りたい人があれば取る。では、もう一度お願いします。

○議長（岩田 務君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 研修を受ける中で、やはりそういう方たちもいらっしゃると思いますので、その方たちを推薦させていただく中で、取りたければではなくて、そういう方たちにぜひ取っていただきたいと思っていますところでございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第8、議案第50号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第50号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の夏季休暇の付与や勤務時間のインターバルの確保について、国や他団体との権衡を勘案し、所要の改正を行う必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第50号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

人事院規則の改正に伴い、勤務間のインターバル確保に係る努力義務規定を設けることを近隣市町村との権衡を鑑み、夏季休暇の付与日数を変更することについて、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第50新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

まず、第1条の2の規定でございますが、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの期間を確保するよう努めなければならないとの規定を、第1条の次に追加するものでございます。

次に、第14条第2項第17号に規定している夏季休暇でございますが、夏季が繁忙期となるような業務があるかにおいても、夏季休暇を取得しやすくするよう国家公務員の取扱いに準じて、夏季休暇の使用可能期間を「7月から9月」から「6月から10月」に改めるものでございます。

また、現在夏季休暇の付与日数は3日となっておりますが、県内の多くの町村が5日としていること、

長瀬町を除く秩父郡3町も令和7年1月1日より5日に改正する予定であることから、他の地方公共団体との権衡も鑑み、長瀬町も5日に改めるものでございます。

最後に、附則につきましてご説明申し上げます。議案書を御覧ください。この条例の施行期日でございますが、年次有給休暇の付与期日をもって施行したいため、令和7年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第50号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 多分時代に即した条例改正というふうなことになるかと思いますが、インターバルの確保については、テレビ等でも個人の企業等で上司が部下に対して、退庁してから、退社してから出社するまでの間に仕事上の電話をしたりとか、そういうことは駄目ですよというふうなことをこの間説明していたわけですが、これ緊急事態とかそういう場合はまた別だと思えますけれども、そういう内容だと思うのです、このインターバルのほうについては。これを条例改正した場合、これは職員にどのように伝達するかによって、年次有給休暇も多分取れていない人もいると思うのだけれども、しっかり伝達をしていただけるのかどうか、その確保のところをお伺いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今国等の法令で、民間企業でもそうなのですが、職員や社員の健康を図るため、職員の勤務時間終了後から次の翌日の開始時間まで適切なインターバルを取るようという法律が整っているところでございまして、町としてもそれに従って改正をさせていただいたところでございます。

具体的には、この条例が可決後、職員が見られるグループウェアのほうで条例の可決については周知させていただき、また今でも毎月の時間外勤務等の把握等はしておりますので、その中で勤務終了後から次の勤務開始時間まで、あまり時間が取れていないような職員等がいる場合には、その課、また職員等から面談等をするなり把握をしていき、あくまでこちらは努力義務規定でございます。先ほど言ったとおり緊急事態等があったときには、やむを得ない場合はこのインターバルは取れないこともあるかとは思いますが、このインターバルが取れない職員が連日になるような勤務となるようなときには、職員の勤務形態の配置の転換ですとか、またどうしてそういった事態になっているのかといった聞き取り等をさせていただく中で、改善させていただくというような対応を取らせていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。夏季休暇が3日から5日に増えるという条例改正でございますが、今気候変動により、今年もそうでしたが、この猛暑の中で本当に少しでも職員の方々、体を休める、リフレッシュをするという意味では、本当に与えられた権利ですから大賛成であります。このような中で、昨年まで3日間でしたか、夏季休暇を与えたわけですが、昨年の取得状況はどうだったのか、また3日間完全取得した職員のパーセント、分かれば教えていただきたい。

また、夏季休暇は臨時職員とかパート職員等は適用するのかどうかもお伺いします。

あと、年次休暇もそうですが、この夏季休暇、まず町の幹部が率先して取得し、所属する職員、これは労働者の権利になりますので、気持ちよく取得できる職場環境をつくっていただきたいと思いますが、その点についてもお伺いをします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、鈴木議員からの質問にお答えさせていただきます。

まず1点目が、職員の夏季休暇の付与の取得状況でございますが、今年の夏季休暇の取得状況につきましては、派遣職員も含め今年は全職員3日間取得済みという形でございます。

また、会計年度任用職員のほうも、常勤職員と同様に5日を付与するののかというご質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、現在のところ国の非常勤職員や秩父市など、近隣の自治体も会計年度任用職員への夏季休暇の付与日数は3日とされていることから、当町においても当面は3日で据置きさせていただきたいというふうに考えております。勤務の形態がパートタイムの方も多いので、常勤職員と同様の付与をすることで生じる支障がないかなど検討させていただき、今後の常勤職員の取得状況なども見ながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、そういった休暇等を上司等が率先して取っていったほうがいいのではないかとご質問でございます。先ほどのインターバル確保も併せてなのですけれども、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方をしていくということは、今後とても重要なことでございます。そういったことが、なかなか最近も公務員離れという話も出ているかと思いますが、公務職場の魅力向上、またよりそういった働きやすい環境で働くことによって、公務能率の向上にも一層つながることも期待されておりますので、ご指摘のとおり上司が率先して休みを取り、また部下が取れていないようでしたら仕事をフォローするなりして、部下が取りやすいような環境を整えられるような形を取らせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） この条例改正可決されれば、来年の夏、5日間の夏季休暇取得が可能となります。職員の取得状況を把握して、いないと思いますけれども、もし取得がゼロの職員もいるかもしれません。また1日から2日、その程度の職員もいるかもしれません。そういう場合は、なぜ取得できなかったか、そういうようなことをぜひ夏季休暇終了後に検証していただきたい、そのように思います。一応そういうふうに思いますので、ぜひ今年の10月以降ですか、全職員の把握をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第9、議案第51号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第51号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の税率等について所要の改正を行う必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 議案第51号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

今回の一部改正の概要でございますが、埼玉県が策定しております国民健康保険運営方針に基づきまして、県内の市町村は令和9年度の保険税水準の準統一までに国保税の付加方式を所得割、均等割による2方式へ移行し、市町村標準保険税率を設定することとされています。

長瀬町におきましては、現在の税率等と県が示す市町村標準保険税率に開きがあるため、段階的な税率の見直しについて町の国民健康保険運営協議会にお諮りしまして、その検討結果を基に改正させていただくものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。1ページを御覧ください。まず、1ページ上段の第3条は、基礎課税額の所得割額の規定でございますが、医療給付費分の税率について、表の左側、現行の「100分の5.5」を右側の改正案のとおり「100分の6.52」に改めるものでございます。

次の第4条は、基礎課税額の資産割額の規定でございますが、医療給付費分の資産割の税率について、現行の「100分の25」を改正後の「100分の16」に改めるものでございます。

次の第5条は、基礎課税額の均等割額の規定でございますが、医療給付費分の均等割額について、現行の「1万4,800円」を改正後の「2万6,100円」に改めるものでございます。

次に、このページから2ページにかけて、第5条の2は基礎課税額の平等割額の規定でございますが、2ページの医療給付費分の平等割額について、1号の特定世帯以外の平等割額は、現行の「8,000円」を改正後の「5,300円」に改め、2号特定世帯の平等割額は「4,000円」を「2,650円」に改め、3号特定継続世帯の平等割額は「6,000円」を「3,975円」に改めるものでございます。

次に、第6条から第7条にかけて、後期高齢者支援金分の所得割額と均等割額についての規定でございますが、第6条は所得割の税率について「100分の1.5」を「100分の2.06」に改め、次の第7条は均等割額について「8,200円」を「1万1,300円」に改めるものでございます。

次に、第8条から第9条にかけて、介護納付金分の所得割額と均等割額についての規定でございますが、第8条は所得割の税率について「100分の1.4」を「100分の1.91」に改め、次の第9条は均等割額について「8,200円」を「1万1,900円」に改めるものでございます。

次に、3ページから最後の7ページにかけて、第23条は国保税の軽減額についての規定でございますが、3ページ中段の第1項第1号は7割軽減世帯について、4ページ中段の第2号は5割軽減世帯について、5ページ中段の第3号は2割軽減世帯について、今回の均等割額、平等割額の改正に伴いまして、軽減額を改正案のとおりそれぞれ改めるものでございます。

6ページの中段にございます第2項でございますが、未就学児の均等割軽減について規定したもので、下段の第1号は未就学児の基礎課税額の均等割軽減額について、次の7ページの第2号は未就学児の後期高齢者支援金分の均等割軽減額について、今回の均等割額の改正に伴いまして、軽減額を改正案のとおりそれぞれ改めるものでございます。

議案書の裏面を御覧ください。中段の附則でございますが、第1項は改正条例の施行期日を定めたもので、令和7年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項は、今回の条例改正に伴う適用区分を定めたもので、改正後の規定は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

以上で、議案第51号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第10、議案第52号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第52号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,196万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を38億1,211万1,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第52号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回3,196万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を38億1,211万1,000円にしようとするものでございます。

第2条の債務負担行為についてご説明いたします。予算書の6ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正について、上から順にご説明いたします。標準準拠システム事業ですが、国が進める自治体システムの標準化に伴い、基幹系業務サーバーの導入及びネットワーク構築を行う事業で、限度額は3,410万4,000円です。期間は令和7年度から令和12年度までで、令和7年2月に事業者と契約を締結する必要があることから補正するものでございます。

戸籍住民事業（戸籍振り仮名の法改正に伴う通知書作成）でございますが、戸籍法の改正に伴い、全国民の戸籍に氏名の振り仮名を追加するに当たり、追加する振り仮名を町に本籍がある方へ対して通知する事業で、限度額は252万9,000円でございます。期間は令和7年度で、令和7年1月に事業者へ事業を行う旨の意思表示を行う必要があることから補正するものでございます。

本中7号線歩道整備事業（樋口N○.16踏切道拡幅事業負担金）でございますが、本中7号線歩道整備に伴い、秩父鉄道株式会社が実施する樋口N○.16踏切道の拡幅工事に対して負担金を支出するもので、限度額は6,010万4,000円でございます。期間は令和7年度で、令和6年度中に秩父鉄道株式会社と工事に係る協定を締結する必要があることから補正するものでございます。

債務負担行為補正に関する説明は以上となります。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の11、12ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額941万6,000円は、障害福祉サービスの利用が増加し、また今後も利用が増加することが見込まれることから、歳出増額に対応する国負担分を増額するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額30万3,000円は、出生者やマイナンバーカードを紛失した者等、条件に該当する住民に対して、従来より短期間でマイナンバーカードを作成するために必要な環境を整備する費用に対応するものでございます。

第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額470万8,000円は、障害福祉サービスの利用が増加し、また今後も利用が増加することが見込まれることから、歳出増額に対応する県負担分を増額するものでございます。

第2項県補助金、第2目民生費県補助金、補正額45万3,000円は、医療保険に加入する乳幼児の医療費の増額に伴い、歳出増額に対応する県負担分を増額するものでございます。

第4目農林水産費県補助金、補正額150万円は、県の新規就農総合支援事業を活用して青年新規就農者への補助を実施することに伴い、増額するものでございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第6目衛生費寄附金、補正額50万1,000円は、明治安田生命相互保険会社から寄附をいただいたことに伴い、増額するものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額1,508万3,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため、増額するものでございます。

13、14ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目自治振興対策費、補正額34万円は、球切れとなった防犯灯の交換を行うとともに、行政区から要望のあった場所へ防犯灯を移設するため増額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額5万7,000円は、旧長瀬第二小学校活用検討委員会を開催するに当たり、委員への報酬等を支払うため増額するものでございます。

第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、補正額327万3,000円のうち297万円は、住民基本台帳ネットワーク機器の更新について、長瀬町一般会計補正予算（第3号）で増額した1年分の耐タンパー機器の保守料に関し、更新方法の変更により6年間の保守契約とするため、追加となる5年分の保守料を増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1,885万6,000円のうち1,856万円は、障害福祉サービスの利用の増加に伴い介護給付費等の支出が増加したこと、また今後も利用が増加することが見込まれることから、不足分を増額するものでございます。

第6目地域福祉基金費、補正額50万1,000円は、明治安田生命相互保険会社からいただいた寄附を地域福祉基金へ積み立てるため増額するものでございます。

第2項児童福祉費、第2目児童扶助費、補正額271万8,000円は、一部補助の対象である医療保険に加入する乳幼児及び高校卒業世代までの児童の入院及び通院に係る医療費が増額したことにより、増額するものでございます。

15、16ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、補正額150万円は、県補助金を活用し、青年新規就農者を対象に就農直後の営農資金及び経営発展のための機械及び施設等の導入経費に対して補助するため、増額するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第2目観光費、補正額66万円のうち55万円は、岩畳観光トイレのスライド式扉の故障及び彩の国長瀬観光トイレの手洗い場の配管劣化に伴いトイレの使用が困難な状況になっていることから、修繕を行うため増額するものでございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費、補正額56万2,000円は、道路照明灯の光熱

水費の高騰により今後不足することが見込まれることから、増額するものでございます。

第3項住宅費、第1目住宅管理費、補正額12万5,000円は、町営塚越団地内で発生している漏水及び光熱水費の高騰により、町営住宅の光熱水費が今後不足すると見込まれることから、補正するものでございます。

15ページから18ページにかけてご説明いたします。第10款教育費、第6項保健体育費、第3目学校給食費、補正額97万9,000円は、学校給食の提供に必要な食材料費等の高騰に伴い増額するものでございます。

以上で、議案第52号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、補正予算の16ページのところで、今ご説明いただいたところなのですが、第6款の3項農業振興費ですか、150万円と、これが新規就農総合支援事業費補助金となっております。新規就農、これ毎年こんなふうなのがあるのですが、まずこの言葉で、新規就農ということは新たにということですか。まず、こここのところ毎年このようなのが出ていると思うのですが、どのように出ていたと、それから今まで何人該当したかと、これは認定農業者の認定ということとは関わりがないのかどうか。

それから、これに多分お一人の方が申し込んでいるのだと思うのですが、この事業に対してどういう通知、広報をして、それにこういうのを受けたいというふうな人が出てきているのか全然分からないので、そのことについて。

それから、この事業では農業経営改善計画等の提出は不必要なわけですか、認定農業者とは違うだろうから。毎年これやっているのだから、この事業により荒廃農地等の改善がどのように進んでいると見越しているのかというふうなことについて、これ非常に効果的なことであれば続ける必要があるだろうけれども、一部の人という言い方は失礼かもしれませんが、親がやっていたと、若い人がそれを引き継いで継続していくときとか、そういうふうに出ているのかなと、ちょっとどういうふうに誰に出ているのかというのが全く不明なので、その点について分かる範囲で回答をお願いします。多分担当課長になるのではないかなと思いますけれども。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

これは、今までこのような補助金を使った者がいるかということですが、この補助金については今回が初めてになります。

これ認定農業者と関わりがないかということなのですが、この方は新規就農者として認定をされていますので、認定新規就農者という認定を受けた方が対象になっていますので、新規の認定就農者としてはなっております。

どういう通知、広報をしたかということなのですが、この方は他県の農業大学校を卒業している20代の方で、長瀬町に移住してきております。そういった意欲がある方になっていまして、秩父農林振興センターへ直接相談をしている中で、この補助が利用できるということになり、支援対象となっております。この関係で、この制度の通知、広報なのですが、これは農水省のホームページなどに載っているものになっていまして、町ではちょっと広報はできていなかったのですが、意欲のある方はそういったところ、自分から動いて情報収集したりしていますので、この方は自分で情報を取ったという形になっています。

この新規就農の計画は出しているかということなのですが、先ほど認定したときに計画は出していますし、この事業を受けるに当たって県と相談している中で、そういった計画も今つくっているところでございます。

荒廃農地にどのように影響があるかということなのですが、今回この方は中間管理機構を介して農地を借りていますので、使っていた農地を借りているという形になっていますので、ちょっと荒廃農地の解消ということにはなっていないのですが、この方がまた規模拡大とかしていくようになれば、そういった可能性も出てくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の説明を聞いて、びっくりしたり感心したりというところなのですが、農業大学を卒業して長瀬町に住んで、長瀬町で新たに農業をやろうというふうな方がいらっしゃるのということを聞いて、まず敬服しなければいけないなど。この150万円の資金で、当然これ生活を立ててやっていかなければいけないということだと思っておりますが、結構厳しいの見込んでこういうのに申し込んだということはすごいなというか。この中に、要するに認定農業者というのに関しては、これ副業でやるのか、それとも専業でやるのかによって随分違ってくると思うのですが、年間労働時間が例えば1,000時間以上とか、見込まれる収益が、この町は分からないですけれども、300万円とか500万円とか、そんなふうなものも多分出すと思うのです、農業改善計画の中に。だから、そんなふうなことで、では細かいところはいいとしても、専業でそれをやっていくという方なのか、いや、そうではなくて兼業でやっていくのかと、そこだけ分かれば、ぜひお聞きしたいなと思っております。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） 村田議員の再質問にお答えします。

今のところ私が聞いている段階では、専業でやっていただいていると。夏頃から農協の直売所にも出荷もしているということになっていますので、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。今5番議員から農業費、農業振興費150万円についてありましたが、また引き続いてちょっとお聞きします。

交付予定者1名と、ざっくりでいいのですが、町内のどこでどのような農業栽培を行うのかということと、どのような機械施設を導入する予定なのか。また、青年新規就農者とありますが、これは年齢制限というのがあるのかどうかお聞きをします。

あともう一点、前のページ、13、14ページ、中段から下の民生費、6地域福祉基金、24積立金50万1,000円についてですが、これは明治安田生命様からの寄附金ということで、ありがたいことではございますが、この寄附金というのは全国の市町村どこにでも行っているのかどうか。また、他の自治体も同額なのか。これは人口割とか、そういうのがあるのかどうか。また、福祉事業に使用していただきたいということで限定していただいたのかどうか、お伺いします。

○議長（岩田 務君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） 鈴木議員のご質問にお答えします。

場所についてなのですが、答えていいものかちょっと分からないのですけれども……

〔「金出すんだから答えられるでしょう」と言う人あり〕

○産業観光課長（常木真人君） 具体的にはあれなのですけれども、中野上地内です。ここら辺周辺でやっている方になります。

それで、青年就農の年齢なのですけれども、これは補助金の対象は49歳以下となっております。機械については、ちょっと今私のほうで把握していませんので、また後日、確認をして報告したいと思います。

以上になります。

○議長（岩田 務君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 鈴木議員からのご質疑にお答えいたします。

地域福祉基金積立金についてでございますが、事前の説明にもありましたように、明治安田生命からの寄附金をこちらに積み立てるものでございます。

明治安田生命は、地元の元気プロジェクトという事業を明治安田生命のほうで行っておりまして、会社からの拠出金と、あと長瀬町に支援したいという従業員の方からの募金によって、この寄附をしていただいております。全国で行っているようで、郡内では長瀬町とか、あと小鹿野町のほうも寄附金をいただいているというふうになっています。金額については、特に決まっていないということですが、令和3年からいただいているのですけれども、今回は50万900円ということで、前年度も50万2,000円、その前の年も50万円ということで、初年度が20万4,000円という金額になっています。

それで、今年度はこの時期になりましたので、支出のほうは難しいということで積立てをいたしますけれども、この寄附の目的、条件ということで、地域住民の健康増進、また介護、認知症施策、あとは子育て支援のためということで、健康こども課のほうでこちらのほうを受けましたけれども、今後の支出については福祉介護課のほうでも介護、認知症施策を実施しておりますので、福祉介護課と相談しながら、また次年度以降支出のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 令和6年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第11、議案第53号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第53号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,837万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億1,998万8,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第53号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。第1条でございますが、歳入歳出予算それぞれ1,837万1,000円を増額し、予算の総額を8億1,998万8,000円とするものでございます。

次に、6ページ、7ページ、上段の歳入を御覧いただきたいと思います。上段の歳入でございますが、歳出の財源に充てるため、国民健康保険財政調整基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財源の内訳を組み替えるものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第1目一般被保険者保険税還付金につきましては、令和5年度以前に賦課徴収した国民健康保険税において、遡って資格を喪失した場合など還付金が発生することとなりますが、その還付金に不足が見込まれるため増額するものでございます。

また、第6目保険給付費等交付金償還金及び第7目特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和5年度分の普通交付金及び特定健康診査等負担金の額が確定し、県に返還するため、それぞれ増額するものでございます。

議案第53号の説明は以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第12、議案第54号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第54号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を8億8,229万4,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第54号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,229万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書によりご説明いたします。6、7ページの上段を御覧ください。歳入でございますが、第2款国庫支出金、補正額6万5,000円、第3款支払基金交付金、補正額7万円、第4款県支出金、補正額3万2,000円、第6款繰入金、補正額3万2,000円でございますが、歳出の保険給付費の増額補正に伴い、法定割合分を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、下段を御覧ください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第4目居宅介護福祉用具購入費の補正額26万2,000円は、福祉用具の購入に対する給付費が不足することが見込まれるため、増額するものでございます。

第5款基金積立金の補正額マイナス6万3,000円は、歳出の増額補正により財源内訳が変わったことに伴い、基金に積み立てる額を減額するものでございます。

以上で、議案第54号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第13、議案第55号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第55号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億3,673万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（柝原秀樹君） それでは、議案第55号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思っております。第1条ですが、歳入歳出予算それぞれ10万2,000円を増額し、予算の総額を1億3,673万1,000円とするものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧いただきたいと思っております。上段の歳入でございますが、歳出の財源に充てるため、埼玉県後期高齢者医療広域連合が負担する還付金相当分を受け入れるものでございます。

次に、下段の歳出ですが、第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金につきましては、令和5年度以前に賦課徴収した後期高齢者医療保険料の還付に要する費用に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

議案第55号の説明は以上でございます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎会議時間の延長

○議長（岩田 務君） ここで、議事の都合上、本日の会議時間を延長いたします。



◎発言の訂正

○議長（岩田 務君） 先ほどの議案第52号の村田議員の質疑に対し、産業観光課長から訂正がありますので、お願いをしたいと思います。

産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） 先ほどの一般会計補正予算の際の村田議員の農業が専任かどうかのご質問だったのですが、専任ではなく今のところ兼業、ちょっと別の仕事もやっけていながらということだったので、訂正させていただきます。



◎議員提出議案の報告及び一括上程

○議長（岩田 務君） 日程第14、議員提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に議員から提出された議案は、議案第2号から議案第4号までの3件でございます。

議案はお手元に配付してあるとおりでございます。



◎発議第2号の説明、質疑、採決

○議長（岩田 務君） 日程第15、発議第2号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の内容について提出者の関口雅敬君の説明を求めます。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、情報通信技術の活用による行政手段等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴い、長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するもので、条例の施行につきましては、令和6年法律第46号（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律）附則第1条第2号の政令で定める日から施行し、第2条第10項の改正規定等は公布の日から施行するものでございます。

以上、発議第2号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。議員の皆様のご賛同をいただきまして、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会の付託を省略したいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、委員会の付託を省略します。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第2号 長瀬町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。



◎発議第3号の説明、質疑、採決

○議長（岩田 務君） 日程第16、発議第3号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

議案の内容について提出者の関口雅敬君の説明を求めます。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、発議第3号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

今回の改正は、情報通信端末等を議員、町長及び説明員として出席する届出があった者が議場内への持ち込みを可能とし、議事に必要な範囲で情報通信端末機器を使用することができるようにするもので、併せて身体的な理由から歩行に必要な補助具であるつえについて議場内に持ち込むことができるよう文言から削除するとともに、今後考えられる会議録の電磁的提供という規定を追加するものです。

なお、改正規則の施行日は公布の日から施行するものでございます。

以上で、発議第3号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則の説明を終わります。議員の皆様のご賛同をいただきまして、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則は、委員会の付託を省略します。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第3号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。



◎発議第4号の説明、質疑、採決

○議長（岩田 務君） 日程第17、発議第4号 事務検査に関する決議を議題といたします。

議案の内容について提出者の関口雅敬君の説明を求めます。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、発議第4号 事務検査に関する決議について説明いたします。

地方自治法第98条第1項の規定により、コスモシヨア長瀬跡地等利活用事業に関する事項に関して、次のとおり事務の検査を行うものです。

検査内容は、町が締結した第三者協定書及びコスモシヨア長瀬跡地等利活用事業補助金交付の資料の提出を求めるものでございます。

以上で、発議第4号 事務検査に関する決議案の説明を終わります。議員の皆様のご賛同をいただきまして、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 事務検査に関する決議は、委員会の付託を省略します。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第4号 事務検査に関する決議を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

○議長（岩田 務君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（岩田 務君） 日程第19、議会運営委員会、総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長、総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。



◎字句の整理

○議長（岩田 務君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に対しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。



◎閉会について

○議長（岩田 務君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、専決処分1件、新規条例案1件、条例の一部改正案3件、令和6年度補正予算案4件の合

わせて9議案の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程で頂戴いたしましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

さて、今後の予定でございますが、1月12日の日曜日に消防団出初め式が行われます。宝登山神社で安全祈願をした後、大東河原に移動し、放水演習を実施します。

また、同日、長瀬中学校体育館を会場に二十歳の集いを開催いたします。議員の皆様には、ご出席の上、二十歳という人生の節目を祝福していただければと思います。

終わりに、今定例会及び今年1年の議員の皆様のご協力に対し、心よりお礼を申し上げます。今年も余すところ3週間余りとなり、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛いただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（岩田 務君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和6年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後4時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

議 長 岩 田 務

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 新 井 利 朗